

平成28年第7回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成28年9月20日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	9月20日午後2時3分宣告（第4日）
出 席 議 員	<p>1 番 山 本 隆 史                      2 番 城 内 敏 之  3 番 井 戸 太 郎                      4 番 森 田 勝  5 番 稲 月 敏 子                      6 番 植 田 い ず み  7 番 山 口 昌 亮                      8 番 山 田 仁 樹  9 番 高 幣 幸 生                      1 0 番 窪 和 子  1 1 番 下 中 一 郎                      1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条  第1項の規定により  説明のため出席  した者の職氏名</p>	<p>町 長                      岩 崎 万 勉  副 町 長                      中 島 伊 三 郎  教 育 長                      岡 弘 明  会 計 管 理 者                      瓜 生 浩 章  理 事                      岡 田 守 男  理 事（政策推進課長）                      大 浦 孝 夫  理 事（総務防災課長）                      経 堂 裕 士  理 事（教育委員会総務課長）                      西 本 勉  理 事（上下水道課長）                      島 野 千 洋  税 務 課 長                      西 脇 洋 貴  住 民 生 活 課 長                      中 村 九 啓  健 康 保 険 課 長                      辰 巳 育 弘  福 祉 課 長                      今 田 良 弘  観 光 産 業 課 長                      西 岡 勝 三  都 市 建 設 課 長                      寺 口 嘉 彦</p>
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<p>議 会 事 務 局 長                      上 田 昌 弘  主 幹                      高 橋 恭 世  主 任                      竹 村 恵</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>第 1 号 に 同 じ  議 案 第 4 4 号 平 群 町 公 共 施 設 太 陽 光 発 電 設 備 等 設 置 工 事  の 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て</p>

<p>議員提出議案 の 題 目</p>	<p>第1号に同じ          発議第 7号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書（案）          発議第 8号 さらなる介護保険の改悪（要介護1・2）の保険給付外し、利用者負担1割→2割への引き上げ中止を求める意見書（案）</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>

平成 28 年 第 7 回 ( 9 月 )  
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

平成 28 年 9 月 20 日 (火)  
午後 2 時 開 議

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  |          | 諸般の報告  |
| 日程第 2  | 議案第 44 号 | 平群町公共施設太陽光発電設備等設置工事の請負契約の締結について                                |
| 日程第 3  | 発議第 6 号  | 平群町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について<br>(総務建設委員長報告)     |
| 日程第 4  | 認定第 1 号  | 平成 27 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について<br>(決算審査特別委員長報告)                  |
| 日程第 5  | 認定第 2 号  | 平成 27 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>(決算審査特別委員長報告)       |
| 日程第 6  | 認定第 3 号  | 平成 27 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)               |
| 日程第 7  | 認定第 4 号  | 平成 27 年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)                |
| 日程第 8  | 認定第 5 号  | 平成 27 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)             |
| 日程第 9  | 認定第 6 号  | 平成 27 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)                |
| 日程第 10 | 認定第 7 号  | 平成 27 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)                 |
| 日程第 11 | 認定第 8 号  | 平成 27 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)             |
| 日程第 12 | 認定第 9 号  | 平成 27 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (決算審査特別委員長報告)              |
| 日程第 13 | 認定第 10 号 | 平成 27 年度平群町水道事業会計決算の認定について<br>(決算審査特別委員長報告)                    |
| 日程第 14 | 発議第 7 号  | チーム学校推進法の早期制定を求める意見書 (案)                                       |
| 日程第 15 | 発議第 8 号  | さらなる介護保険の改悪 (要介護 1・2) の保険給付外し、利用者負担 1 割→2 割への引き上げ中止を求める意見書 (案) |
| 日程第 16 |          | 先進地視察計画書について   |
| 日程第 17 |          | 委員会の閉会中の継続調査の件   |

再 開 （午後 2 時 0 3 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

会議の冒頭ではございますが、副町長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。はい、副町長。

○副町長

冒頭にお時間いただきまして、申しわけございません。

本日の本会議の出席吏員の服装ではございますが、台風16号の接近により、現在奈良県全域に大雨洪水暴風警報が発令されております。災害等の発生に備え、作業服の着用で出席させていただいております。よろしく願いいたします。

○議 長

続きまして、初日、教育委員会委員に任命同意をいただきました吉田美智子様がお挨拶に参っておられますので、御挨拶をお受けしたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育委員（吉田美智子）

失礼いたします。

本日、議会の先生方に同意をいただきまして、再度教育委員として務めさせていただくことになりました吉田美智子です。

私は、平群町に生まれて育ち、生活して、平群町が大好きです。平群町の教育がますます充実していくように努力してまいりたいと思っています。今後とも御指導、御支援賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、お礼と挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成28年平群町議会第7回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。議事日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 諸般の報告を行います。

まず、9月5日に開催されました総務建設委員会の報告を求めます。総務建設委員会委員長。

○総務建設委員長（下中一郎）

去る9月5日月曜日午前9時より総務建設委員会を開催をいたしました。

案件については、執行後における政策評価ということで、政策体系表に基づき、27年度の事務・事業の執行について説明及び報告を受けました。

以上です。

○議長

続きまして、9月5日に開催されました文教厚生委員会の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（森田 勝）

去る平成28年9月5日午後2時から、執行後における政策評価について委員会を開催いたしました。

以上でございます。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第2 議案第44号 平群町公共施設太陽光発電設備等設置工事の請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第44号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

この工事そのものの金額についてじゃないんですけども、既存建物の構造計算をどのようにされてるのか。これによって負荷がかかると言うんですけども。

もう一つは、架台をつけて既存建物に固定するわけですけども、固定する方法はどのような方法で考えておられるんですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

昨年度に設計業務を委託しておりまして、既存建物の設計図書を町のほうから提供しております。その図書から構造計算を行った上で、太陽光パネルの設

置の設計をしていただいております。

太陽光パネルの固定の方法ですが、陸屋根に設置する施設につきましては、陸屋根部にアンカーを打ち込み固定するという手法をとっております。勾配屋根に設置する場合は、つかみ金具でつかんで設置ということになっております。以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

そうすると、既存建物の構造計算をやっておられるということは間違いないですかね。

それとですね、陸屋根のところはアンカーで固定する、これは禁じ手だと思うんですよね。防水層を破って固定するわけですから、これは禁じ手の禁じ手だと思うんですね。それと、つかみ金具なんてそんなに強度がないと思うんですけども、この設計をどなたがやられたんでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

構造計算につきましては、既存建物の構造をちゃんと考慮したような形で設計しております。

それと、今、防水層の話、おっしゃられた件につきましては、その関係するところにはまた防水の工事を施します。

この設計の受託業者であります。指名願いを出されてる町内の設計業者でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

ちゃんと御答弁いただきたいんですけども、既存の建物の構造の計算はしてるのかどうかということと、町内の業者はどなたですかという、どこですか、町内であればですね。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

設計はしております。

それと、業者につきましては木下建築設計事務所でございます。

○議 長

森田君。

○ 4 番

これ以上申し上げませんが、こんなやり方では、マンションであれば、管理組合は通らないと思います。そのことだけ申し上げておきます。

○ 議 長

ほかにございませんか。山口君。

○ 7 番

事前に見とけばよかったんですが、これ、5件一括で入札ということになってるんですけども、もともと予算上はそれぞれのところで同じ金額だったと思いますが、出されてました。予算と今度のこれ、五つ合計、実際に入札金額、この金額とはどのように違うのか。それから、個々に計算して出されてるんであれば、個々の値段も明らかにしていただければと思いますが。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

それでは、私のほうから施設名、その施設の予算額、予定価格、契約額、その順番で説明させていただきます。

施設名、保健福祉センター、プリズムめぐりです。予算額3,347万6,000円、予定価格3,346万5,900円、契約金額2,994万28円。平群野菊の里斎場、予算額3,039万2,000円、予定価格3,030万7,124円、契約額2,748万9,979円。平群町ふれあい交流センター、予算額2,394万4,000円、予定価格2,392万8,013円、契約金額2,101万3,080円。活性化センター、くまがしステーションです。予算額3,202万2,000円、予定価格3,201万5,710円、契約金額2,983万7,475円。はなさとこども園です。予算額3,088万8,000円、予定価格3,087万6,293円、契約額2,725万2,958円です。

以上です。

○ 議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第44号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きますして

日程第3 発議第6号 平群町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について

を議題といたします。

本案は総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。  
総務建設委員会委員長。

○総務建設委員長（下中一郎）

それでは、総務建設委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月2日に開催された平群町議会第7回定例会の本会議において、総務建設委員会に付託を受けた、発議第6号 平群町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について、9月6日、当委員会を開催して審査を行いました。その審査内容と審査結果を御報告いたします。

発議第6号 平群町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について

この条例は、住民生活にかかわる問題でありながら、現状では大規模ソーラー発電への規制がないことから、事業主は町への報告義務もなく、近隣自治会への説明会等を開催する必要もなく、現在建設計画がある地元自治会とトラブルに発展しています。この問題は、今後、町内のどこでも起こり得ることであり、事業者の財産権を守りつつ、地域住民と平和的な共存を築いていくために、



協議を主体とした条例が必要であると考え、議員提案されたものです。

主な質疑では、現在県に開発の許可願を提出されている事業について、既に事業主が測量設計のための樹木伐採等を行っているが、条例の制定によって遡及適用ができるのか質され、事業者側の当初の予定からは現時点で計画より2カ月以上の遅れが出ている。再生可能エネルギー発電設備設置事業の着手を基礎工事の開始とした場合、事業者の説明資料によると準備工事から基礎工事まで1カ月半かかることから、今議会最終日に条例が可決されると遡及しなくても適用できると考えているとの答弁が条例提出議員よりありました。

宅地造成等規制法に基づく申請について、現在の進捗状況を質され、申請書類等に不足があり、県から事業者に対して補正の指示が出されているが、今のところ回答がない状況との答弁が町よりありました。

住民の暮らしとのかかわりで、現在の法律や条例では規制できないところをどのように規制するのか質され、第9条で事業着手の60日前までに町と協議をする義務、第10条で町に協議の申請を行う前までに自治会や近隣関係者と話し合いを持つ義務が生まれる。また、事業内容に変更が生じたときに報告がない場合、町は立入調査ができるとの答弁が条例提出議員よりありました。

以前に町は盛り土条例をつくり、その後改正されて中身のよいものになってきた。同じように、今回の太陽光パネル設置事業を機に条例が必要だと思うが、町はどのように考えているのか質され、太陽光パネルの土地利用については、農地においては農地法等の許可、開発においては都市計画法の許可、山林においては林地開発の許可と多岐にわたる部分が付随し、太陽光パネルがどのような状況で設置されるかによって担当部署が分かれるため、太陽光パネルの設置に関しては統一的に指導要綱的なものを作成することができればと考えているとの答弁が町よりありました。

この開発行為は必要な書類が全部提出されれば許可せざるを得ないと県が言っている中、要綱で規制でき、条例は必要ないと町は考えているのか質され、議員提案とはいえ条例となれば、町はそれに従って執行しなければならない立場で見ると、不確定な部分が多く、平群町の条例として適格か慎重に考えなければならない。また、条例が制定されたとしても、法的には今問題になっている開発には遡及しないと考えており、町としては、地域住民に不安を与えないように要綱でしっかりと対処していきたい。現在も事業主に対していろいろな指導をしており、協力要請もしようと考えているとの答弁が町よりありました。

町が法令審査をした場合、この条例は要件を備えているのか質され、実際に他の自治体で同様の条例が制定されており、今回提出されている条例案はわかりにくい点等があるとしても、形態としては条例としての要件を備えていると

の答弁が町よりありました。

太陽光発電設備が設置されれば、地域住民はその設備と20年つき合うことになる重みを考えれば、町が積極的になって、条例に不十分さがあるのならそれを補完するような条例改正案を12月議会に提出すればよいと思うが、町はどのように考えているのか質され、政策目的を達成するために条例は制定していくもので、規制条例となれば、今回の場合は、所有権を持っておられる方の活動を制限することも町は考慮する必要がある。また、条例を運用するに当たり、事業者と地域住民のバランスを考えることも必要で、一定時間を要することになると考えられる。この条例は努力規定的な内容で、事業者に協力を求めるというスタンスで進めていく必要があると考えているとの答弁が町よりありました。

住みよい良好な住宅環境を形成していくために、法律や開発行為における条例は規制をかけているが、太陽光パネルにはその規制がない。条例があれば、事業主にしっかり説明責任を果たしてもらうことができると思うが、条例提出議員は町の答弁を聞いていてどのように感じるか質され、条例の中身が曖昧だと言われているが、町が提案する条例も詳細は規則や要綱で定めているのが一般的で、この条例は人口5万人、面積は平群町の5倍ある自治体でも運用されており、先進地を参考にしてどんどん広がっている。残念で仕方がないとの答弁が条例提出議員よりありました。

遡及措置や規制を加えることはできないとしても、第15条に規定されている立入調査は今後業者としっかりと協議しながら適用することも可能になると思うが、町はどのように考えているのか質され、この条例は規制というより協力依頼、努力条例と捉えている。事前に情報をいただき、町としてどのような指導をしていけるのか勘案した上で、事業者に対して一定の情報開示を求めることは必要と考えており、要綱で定めて協力を求め、地域住民と調和する努力をしていただくことを目的に進めていくことが必要と考えているとの答弁が町よりありました。

この条例には罰則規定がないが、行政処分ができるのか。また、条例が可決されれば、法的にローズタウン若葉台の太陽光パネル設置事業の開発をとめることができるのか質され、罰則規定については、他の自治体においても町長が名前を公表できるというところまでが精いっぱい、開発をとめるのは難しいと思っているが、条例があることで事業者に対して一定の規制にはなると考えているとの答弁が条例提出議員よりありました。

同様の条例が制定されている他の自治体で地域住民の合意形成ができない事例があったが、条例を適用できなかった理由を質され、着手時期を草刈り等の

事前の段階と決めていたためと聞いているとの答弁が町よりありました。

町には開発等に関する指導要綱があり、再生可能エネルギーについても住民合意が前へ進むような形で指導要綱を早急につくる考えがあるのか。指導要綱ができれば、ある程度リーダーシップがとれると町は考えているのか質され、住民説明をしっかりとさせていただくよう事業者に指導ができるような要綱をつくっていくことが最も適切だと考えているので、早急に策定していきたい。また、事業者に対して強制力を持たない行政指導となるが、事業の進め方として、できるだけ地域住民の不安を払拭させるような形の対応はできると考えているとの答弁が町よりありました。

続いて討論を行いました。

このような問題は審議会で時間をかけて検討していくべきだと思うが、この条例には審議会的なものが抜けており、全町ベースの条例にはなっていないので、条例を今制定するよりも時間をかけて考えていただきたい。また、罰則規定もなく、行政処分もないため、法的に今回のローズタウン若葉台の太陽光発電設備設置事業の開発をとめることは難しいと条例提出議員の発言があったが、今後の安心・安全なまちづくりのためには、同様の開発計画が発生したときに地域住民への配慮は必要であり、住民合意が一番大事であるので、町が再生可能エネルギー発電設備設置開発に関する指導要綱を作成し、事業者と協議をするほうが有益である。町長からは指導要綱を早期に作成していきたいと発言をしていただいております、この条例案については反対するとの討論がありました。

一方、排水関係の書類が県に全く提出されておらず、住宅隣接地でもあり、今のまま太陽光パネルが設置されればいつ土砂災害があるかわからず、災害を助長するおそれがあり非常に危ない。この条例は、町全体においても住民を守るために重要な役割を担い、県下で初めてつくるというインパクトも含めて考えるなら、町にとっても非常にメリットがある。また、これまで平群町は土砂条例、政治倫理条例、議会基本条例といろいろな面で先進的に条例を制定し、まちづくりに十分な効力を発揮してきた。今回メガソーラーの申請をされている部分だけでなく、町のメガソーラーについての対応をはっきりさせていく大きなチャンスであり、地域住民の条例制定の要望も多く、住民の安全・安心を守るまちづくりの観点から、非常に大切な条例であることから賛成するとの討論がありました。

採決の結果、本案は賛成少数により否決すべきものと決定をしました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審査内容と結果であります。よって、総務建設委員会委員長報告といたします。

平成28年9月20日

総務建設委員会

委員長 下 中 一 郎

以上でございます。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、これより質疑、討論、採決を行います。

まず、発議第6号 平群町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

この総務建設委員会でいろんな議論がされて、その中で町当局は、条例よりも要綱でという話ですし、今の委員長報告の中にもそのような報告が書かれています。

そこでお尋ねするんですが、既に要綱をつくられてるのかどうか、その点が1点。

それからもう1点は、この委員会で町長が、今、ローズタウン若葉台の第2期工事跡地にソーラーパネルを設置しようとしてる業者に対して話をすると。それについては一般質問の中で一定お答えは願ったんですが、この議案に対してのところでは全く発言がありませんので、どのように要望してですね、業者からはどのような回答があったのか、もう一度この場ではっきりと答えていただければというように思いますが、いかがでしょうか。

○議長

はい、副町長。

○副町長

ただいまの山口議員のほうから御質問のございました要綱の制定についての御質問でございます。

この今回の条例案につきましては、ただいま審議中の案件でございます。それと並行いたしまして、町のほうでもやはり対応については考えていかなければならないということで、検討は進めているところではございます。

○議長

はい、町長。

○町長

先般の一般質問のときですかね、御説明させていただきました。9月12日にですね、月曜日です。開発業者の専務と常務、そしてメンテナンス会社の専

務に来ていただきまして、住民の皆さんが非常に心配をされておるので、もう少し説明をしていただきたいということを申し上げました。もう1点につきましては、少しでも和らげるために、直近の住宅との間に植栽などを施すようにしていただけないかと、その2点を要請いたしました。

結果はですね、向こうの言葉をかりれば、説明会は一度やりましたけども、説明をさせていただけるような雰囲気にはなかったと、したがいまして、二度目の説明会はできませんと、こういうことでもございました。植栽については考えてみてもいいが、長い間植栽をずっと管理していくことが、その中で、直近の住民の方に落ち葉の問題とか、さまざまな問題が出てきて、新たなトラブルを生むのもどうかということ、確たるお答えはいただいておりません。ただ、そう言いながら、何とか近隣の住民の皆さんと良好な関係を続けながら、今後もずっとメンテナンスしていきたいので、住民説明会という形ではないですが、自治会長さんを通じて必要な説明はしていきたいというようなお答えをいただいております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

もう1点お聞きします。

条例と要綱の違いってというのは何なんですか。

○議長

副町長。

○副町長

ただいまの山口議員から御質問ありました件でございますけども、まず要綱につきましては、あくまでも行政指導という範囲で効力は有するものと考えてございます。ですので、要綱のほうで義務的なものは定めることはできず、あくまでも指導という範囲での定めになってくると考えられます。また、条例ということになりますと、やはり一定の義務を課すなどですね、拘束力を持たせることがやっぱり条例上は規定することが可能ということになっております。大きく、粗く御説明いたしますと、こういう大きな違いがあると考えております。

○議長

山口君。

○7番

正確に言うと、条例はですね、地方公共団体がその事務について議会の議決

によって制定する法規だということですね。規則、今言いませんでしたけど、規則については、地方公共団体の長等がその権限に属する事務について制定する法規、これも法規です、を言いますと。一方、要綱はですね、法令による根拠ではなく、自治体の基本的な、また、内部事務の取り扱いについて定めたものであり、法的な拘束力はない。今、副町長おっしゃったのと一緒の意味だと思いますが、正確にはこういうふうに規定されてるわけですね。

ということは、先ほど町長が、業者の方に来ていただいて、住民の皆さんの声を届けていただいたけれども、それはある意味、全部とは言いませんが、ほとんど届かなかったということなんですね。要綱でも、じゃあ、一緒のことが起こるんじゃないかって私は危惧するわけですよ。だからこそ条例で、この条例がたとえきちっとした規制にならない、もちろん上位法との関係がありますから、発議者も言ってましたようにですね、完全な規制にはもちろんならないんでしょうけれども、しかしですね、話し合いをきちんと住民の皆さんとするとか、そういう利点については非常にいいということではね。だから、先ほどからどうも要綱が何か同じような意味合いで、先の委員会では使われてたように思いますんでね、その点はやっぱり誤解のないようにする必要があるかなというふうに思いましたので、あえてそういう質問をして御答弁もいただいたということです。これは私の意見です。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

先ほど委員長報告がありましたように、9月6日に総務建設委員会が開催されて、私は傍聴しておりましたけど、町長は、町として要綱でやるのが最も適切かなと思っており、早急に要綱を策定していきたいと答弁されましたが、先ほど副町長がおっしゃったように、議案と並行した形の線になると思いますけども、その点も踏まえていただきまして、早急っていつごろ御予定されてるか。

○議 長

副町長。

○副町長

ただいまの馬本議員のほうから御質問ございました件でございますが、あくまでも仮定ということでお答えさせていただきますと、要綱のほう、町として準備を進めて、そして策定していくということになりますと、これから準備ですね、引き続いて検討いたしまして、そして、しかるべき早い段階で、今月も

9月ですので、月が変わるとは思いますけども、月が変わりましても早い段階で、要綱でしたら要綱と、これはあくまで仮定の話ですけども、進めさせていただくことは考えられると思っております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

いや、早急にという町長の御答弁あったのでね、きょうはこの議案と並行した、違った感覚と。これ、例えばね、否とした場合、要するに、指導要綱を早急に策定するというたら、いつごろ公布されるかということ、仮定の話やけど、否とした場合の仮定ですよ。いつごろ御予定されてますか。

○議長

副町長。

○副町長

ただいまの馬本議員のほうから御質問ございました件でございます。

先ほど私のほうから答弁させていただいた内容と続きということになるかもわかりませんが、あくまでも町として準備をさせていただくということになりますと、引き続いての検討をさせていただき、そして、ある程度ちょっと時間をいただくことになりますので、やはり10月、翌月ですね、10月の前半の段階では進めていきたいと、今の段階では考えております。

○議長

ほか、ございませんか。井戸君。

○3番

ちょっとね、今の答弁、僕としては納得いかないんですけども。私、わざわざ一般質問で取り上げたときには一切お答えにならなかったのに、今になって、馬本議員の質問の中で10月前半といきなり出てきました。審議中だからってということだと、私の一般質問の答えと、この数日の間に答えが変わられてるわけですけども、これ、ちょっと矛盾してませんか。

○議長

副町長。

○副町長

あくまでも今の段階での御質問は、仮定として御質問いただいた段階でございます。ですので、一般質問の段階で答弁させていただきました審議中ということは、今の段階でも、あくまでも変わらない状況です。ですけども、ある意味、今回の御質問の中では仮定という形で御質問いただきました。そして、町

といたしましても、並行して検討する必要がございますと答弁させていただいた関係もございましたので、そのように考えている旨を今回答弁させていただきました。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。城内君。

○2番

平群町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

条例として再生可能エネルギーを語るなら、賛否双方にわたる考えをあらわすべきではないでしょうか。一定の公平性が求められると考えます。反対のための条例の色合いが強いように思います。全町的でないと言われるのもそのあたりにあるのではないのでしょうか。条例であるためには、町の発展的な、将来的なあり方を条例の中にもうたわれるべきだと思います。

例えば第2条、「地域住民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない」とありますが、地域住民の意向が地権者の経済活動、財産権、憲法第26条より優先するのでしょうか。この文章、「図られなければならない」を読む限り、地権者の財産権はないに等しいと考えられ、少し大げさに言わせていただければ、憲法違反にならないか心配です。条例としてはいかなものかと考えます。ここでいう地域住民の意向は普遍的なものなのでしょうか。場合によっては、恣意的な条例となる危惧を感じます。

また、着手についていろいろ議論されましたが、あくまでも太陽光発電所の設置のための測量のために山を裸にした行為が着手と考えます。

建築法のいろいろ話が出ましたが、高さが120センチしかない工作物の建設に対して、建築法を引っ張り出してくるのはおかしいと思います。あくまでも工作物です。

太陽光発電所の計画があるため、そのための経済活動が発生していることを重視すべきと考えます。ということは、この条例による遡及適用は無理と考えます。

そんな中で、私は、今我々がやらなければならないことは、発電装置に近接



する5軒のお宅の安全を第一に考えたいと思います。装置による弊害は、今の技術では余り実証されていないのですが、それよりも私が危惧するのは、斜面を滑りおりてくる雨水と土砂の被害です。現に、以前土砂が垣根を越えて侵入した事実があります。一番下のお宅に沿って、少なくとも5メートル幅ぐらいの調整池を掘って、その安全を図ってほしいと考えています。

条例に効力がなくても、相手に対する牽制になるとの考えもありますが、条例が全てではないと考えます。何とか太陽設備を交渉の座につかせ、そのために指導要綱を早急に公布していただくことです。それによって、再び話し合いの場をつくり出せると考えます。

以上の理由により、この条例の制定には反対の立場をとりたいと思います。以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

この条例制定に賛成の立場で討論いたします。

東京電力福島原発の事故でですね、我が家の電力は、電気は大丈夫かと、いろいろ危惧しましたが、国民の省エネ意識の高まりで、原発がなくても何の心配もなく生活が送れることがわかりました。

一方で、原発事故後の今日まで太陽光発電所の建設で、再生エネルギーで原発3基分の電力が供給できるまでになっておりますが、その反面、全国各地で大規模ソーラー発電の建設等で、事業者と地域住民が反射光、気温上昇、土砂災害などでトラブルが発生してることは、マスコミ報道で皆様も御存じだと思います。

私は、当議案の配付がありましたときに、他の条例を加筆することで対応できないかと考えました。しかし、ローズタウン若葉台自治会の皆様の窮状を考えたとき、議員として何をすべきか、私が言うまでもなく明らかであります。1日の猶予もできません。

発議者から説明がありましたように、この条例を制定することで、太陽光、ソーラー発電などの再生エネルギーを否定するものではありません。私も同じ考えであります。この条例が制定されると、住民が早く再生エネルギーの事業内容がわかることになり、事業者と住民が同じ土俵で話し合いができるわけがあります。職員の皆様も条例に基づいて粛々と仕事ができるわけです。今であれば何の規制もありません。事業者に、お願いします、お願いしますと、頭をぺこぺこ下げることしかできません。

町長は職員の仕事をしやすいように、職員を守ってやらなければなりません。

総務建設委員会で職員の皆さんは、遡及適用はどうだのこうだのと言っておられました。私は町長の意向が働いているのではないかと思っております。古来より、できの悪い王でも家臣が逆らいますと地方に左遷させるとか、多くは中国では殺されております。政治の世界でも同じであります。自民党で郵政民営化に反対した優秀な議員が刺客を送られ、政治の世界から消えていったことも明らかであります。また、このたびの東京知事選挙でもしかりであります。民間でも、できの悪い社長であっても、部下は逆らえません。これは組織の常であります。町長のできが悪いと言ってるわけではありません。組織とはこういうものであります。誤解のないように言っておきます。

私は、この条例の条文で、不適切な箇所、完璧でない箇所はあると思っております。しかし、赤穂市で既に同様の条例が制定して、運用しております。何の問題もないと聞いております。もし不備な箇所があれば、町や議員各位と協議して改正すればよいことでもあります。

今大切なことは、ローズタウン若葉台自治会の皆様の窮状に議員として応えるべき、早く条例を制定すべきだと申し上げて、賛成討論といたします。ありがとうございます。

傍聴席で拍手する者あり

○議 長

静かにお願いいたします。

ほかにございませんか。高幣君。

○9 番

平群町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について、この発議には反対の立場で討論をさせていただきます。

本条例の発議議員の出身自治会の隣に居住する議員として、まことに苦しい立場の私でございます。しかし、本町の議員として、常に全町ベースの職責を考えますと、東北大震災以降、国は国策で国民に訴えている日本の省エネルギー政策の一環になる太陽光発電に関しての本条例の制度についても、もっともっと精度を上げた条例でなければなりません。

先日の総務建設委員会でも審議して、町の答弁を聞き、本町の自然環境等を考えての再生可能エネルギー発電設備を考えるならば、本町の面積、自然環境等を考えると、今課題になっている本町の地域以外でも、再生可能エネルギー発電の現状があります。今から約三十有余年前の櫛原地域で中止になったゴルフ場開発跡地での太陽光発電の話もあり、全町的に考える再生可能エネルギー

発電設備の条例が必要な時代であります。例えば、本町の町民さん全ての地域、また近隣市町村、町民、市民さんが理解ができ、本町の職員や近隣市町村職員、県職員、国も納得する条例が必要ではないかと思えます。発議された条例案では不備があるのではないかと危惧いたしております。条例が可決されると、開発指導要綱があわせて必要です。時間をかけて整備する必要性を考えます。

よって、平群町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定については時期尚早と考え、本発議には反対をさせていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。稲月君。

○5 番

私はこの条例案に対しては賛成をする、その立場で一言発言をさせていただきます。

私の立場は、この事業用の太陽光発電、ソーラーパネルというものについては、全く必要がないとか、絶対つけたらあかんというふうに思っているわけでは決してありません。自然エネルギー、再生可能エネルギーをたくさんつくっていく、このことが本当に大事であるというふうには思っています。必要だという考えのもとです。

しかし、どこにでも、どんな規模でも、どんな条件でも、自由に空き地があれば設置してもよい、そういうものではないんだと、こういうふうに思っています。今、空き地があちこちにあります。全国各地にあります。土地があれば、それも使い道がない、事業の失敗、こういったところに大きな、大規模なソーラーパネルの設置が行われているのが現状ではないでしょうか。こういったところに無制限に太陽光のパネルを設置をしていったら、本当にこの日本はどうなっていくのか、強いて言えば、この平群町はどうなっていくのか、本当に心配になるところでございます。

平群町にも山林、田畑、これも耕作されていないところもたくさんあります。小さなところについては、もう既にパネルはついています。今回、初めてメガソーラーという大きな規模での設置が予定をされている、こういうことになっています。この平群町の緑地の確保は極めて重要な問題ではないでしょうか。保水の問題、それからCO<sub>2</sub>の問題、動植物の生態系にかかわる問題、そして景観の問題、その上に、先に住んでおられる住民の方たち、この願い、思い、一方的に無制限に設置をされてしまったらどうなっていくのか、住民の不安はますます大きくなっていくのが当然であります。本当によくわかります。

私の友人が、おうちの前が畑と空き地になっているところに住んでおられま

す。その友人が言います。私の家の前が太陽光パネルを一面に張られてしまったら、私はどうしたらいいの、ここをついの住みかにしようと思って家を建てたのに、本当に悩んでしまうわ、こんなふうにおっしやっています。このローズタウンだけの問題ではないんです。ローズタウンの皆さん、当然自分たちの今の住環境を守り、そして安心して暮らせる、そういう状況でこのまま住んでいきたい、だからこそ今、この自然環境と再生可能エネルギー設備事業との調和をどうしていくんか、そこんどこを考えておられるんです。今こそこの条例が必要なんです。

今、国の対応は大変遅れています。しかし、地方ではさまざまな住民とのトラブルも起こっております。訴訟にもなっています。国会でも問題になってきております。全国的にも、北海道や山梨、大分、兵庫、もっとあると思います。さまざまな市町村で条例の制定も既にされてきております。本町においても、これがよい機会ではないでしょうか。今制定しておくことが今後の町運営に向けても本当に役立っていくと私は確信をしております。

不十分なところがあるという指摘が再々されています。その部分については、これから本当にふさわしいもの、一つ一つ模索をしてつくり上げていく、こういう作業も必要ではないかと思えます。この緑豊かな山、平群の山、美しい谷、これが自慢の平群町ではないでしょうか。山のぼっけ、この山のぼっけが泣きべそをかくような、こんな状況にならないためにも、この議会でぜひともこの条例を制定をしていこうではございませんか。国に対する影響も大きいものと考えます。

私はこの条例に対して賛成の立場で発言をさせていただきました。

傍聴席で拍手する者あり

○議長

静かにお願いします。

はい、窪君。

○10番

発議第6号 平群町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定については、反対の立場で討論をさせていただきます。

周知のとおり、太陽光発電が急速に普及しておりますが、その中には住民の不安等の声が上がっていることも聞いております。本年6月24日の議員全員協議会で、ローズタウン若葉台の太陽光発電の事業説明を受ける中、住民説明会を開催し、地域住民の皆さんとの十分な合意形成が図られるよう取り組むべ

きと意見を述べました。私は、この件について、これまで5月23日に奈良県の建築課に行き、法令遵守と業者に対して町民の理解と納得がいくよう指導されることと防災面も含めて強く要望をしまりました。

さて、今回の条例案は、兵庫県赤穂市が平成27年12月に制定した条例をほぼそのまま参考にしたと受けとめました。この条例によって、発端となった岬の計画については既に事業が着手しているため条例適用の対象外で、適用されなかったとお聞きをしています。また、9月6日の総務建設委員会における私の質疑の中で、条例案には罰則規定もないため、行政処分ができず、法的にローズタウン若葉台の開発をとめることができるのかと条例提出議員に確認したところ、提出者井戸議員は、開発自身をとめられるかというのは正直難しいかなと思っており、あくまでもうそをつかないで事実の報告を求めるというまでである。とめるとなると、財産権の侵害で、そのような条例をつくっても憲法上アウトになり、無効になるのでできない。開発業者の気持ち次第であり、条例により一定の規制があることで、業者に対しては圧力がかけられると考えてるとの答弁でありました。結論としては、今回の発議された条例案は、罰則規定もなく、行政処分もないため、法的にはローズタウン若葉台の太陽光発電設備設置事業の開発をとめる規定がなく、直接効力があるものではないと理解せざるを得ません。

しかし、重要なことは、今後の住民の安心・安全のまちづくりのためには、このような計画が発生したときには、最優先で地域住民の不安を解消できるよう、必ず住民へ説明を行い、住民合意に取り組むことが一番大事だと考えます。9月6日の総務建設委員会においては、この趣旨に沿って町長より、住民の皆様への御心配を踏まえて、住民説明を最も大切にしながら指導できるよう、要綱を早急に策定していきたいと考えていると、明確な答弁がありました。

終わりに、条例案が可決しただけで今回の開発を阻止することができないとのことから、私は町長が考えられている実効性がある再生可能エネルギー発電設備設置開発に関する指導要綱の早期策定を求め、この条例の制定については反対の立場で討論とさせていただきます。

○議長

ほかにございませんか。山口君。

○7番

聞いていると、反対のための反対としか聞こえませんが、おっしゃってる趣旨は、要するに、こういう太陽光パネル、メガソーラーについても一定の規制は必要だということでは、反対の意見を述べられた議員も同じだと思うんですね。そうであるならば、なぜ条例がだめで要綱ならいいのか、そこがまず、後

ろで聞いている皆さんも理解できないんだと思うんですね。赤穂市、その他でつくられている条例、もちろんそれが今度の、今問題になってるものがとめられるかどうか、これについては、そら、まだ工事も実際には始まってませんからわかりません。しかしですね、今後、高幣議員でしたか、櫛原のほうで計画があるよううわさがあるということですから、真偽のほどは知りませんが、そうなった場合に、あそこでもそれがすぐに生きるのかどうかは別にしてですよ、そういうメガソーラーみたいな大きい施設ができるということであれば、その近隣の住民の皆さんの理解をきちっと得るような方向を持つ、そのためには、要綱は、先ほども明らかになりましたように、それこそ法的拘束力のない要綱ではなくですね、条例できちっとすべきだというふうに思うんですけどもね。そこはどうも、私はですね、今の討論を聞いてると、反対するための反対にしか私は思いませんでした。

そのことは別にして、いずれにしてもですね、今後のこともありますから、議員それぞれ1人ずつ、きちっと判断されると思いますが、ただ一つ、気になったのは、憲法に違反する、財産権を侵害するっていう点です。規制条例、また法律もそうですが、ほとんどの場合が、一部財産権を侵害するのが法律なんです。それはなぜかといったら、お互いのためです。例えば、この前も言いましたが、私、自分の家建てるんでもですね、土地が70坪あっても、4割の28坪しか建てられないわけでしょう。だから、これも財産権の侵害じゃないですか、この法律は。だから、そういう建物の高さもそうです。平群町が独自につくってる土砂条例にしても、1メートル以上積んではならない、これは、自分の土地に土何ぼ積もうと俺の勝手やないかという財産権を侵害してるわけです。だから、そのように言うならば、住民とのお互いに良好な関係で、住環境で暮らすということが成り立たないから、さまざまなものがつくられるわけです。

だから、事業、先ほど稲月議員も言いましたように、太陽光パネルの設置、再生可能エネルギーの推進、これについては、私ども日本共産党も大いに結構だという立場です。しかし、住民の暮らしを侵害してまでですね、住民の暮らしに、住環境を悪化させてまでつくるといふものに対して、行政としてできるだけの効力のある一定の規制をかけるというのは、私は当然のことだと思いますので、いろいろおっしゃってましたけれども、この条例はですね、やっぱりきょうきちっと可決して、そして今後、遡及できるかどうかは別にしてですね、今後のことにも取り組んでいくべきだというふうに思いますので、この条例には賛成をいたします。

以上です。

傍聴席で拍手する者あり

○議長

すみません。静かにお願いします。

馬本君。

○12番

いろいろ議論すると、条例なのか、要綱なのかということで、全国の一定の実態を見ますと、条例では兵庫県の赤穂市とか富士宮市、要綱では隣の三重県の伊賀市とか岐阜県の中津川市、兵庫県のたつの市は指導要綱でされてるわけですが、いろいろ条例とか、いろいろな問題、法的なことをおっしゃいましたけど、まず、条例とは、地方自治法第14条に基づき、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができ、また、義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別な定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。なお、条例に違反した者に対し2年以下の懲役もしくは禁固、100万円以下の罰金、拘留、科料もしくは没収の刑または5万円以下の科料を課す旨の規定を設けることができるとされております。

私は、議員生活の中で、一定の義務を課す条例として履行された代表的なものとして、平成8年9月に制定されました平群町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例や、環境基本法第16条による環境基準を守るように定められた平成18年3月制定の平群町安全で安心な町づくりに関する条例といったものを定め、町として今対応されておるわけですが、義務を課す場合では、その義務の履行を確保するための手段を講じておくことがあり、その最も強力的なものが、法令上の義務違反があった場合、違反者に対して罰が課せられるべきものを定めるものが罰則であり、罰則は法令上、義務違反を一般的に予防するとともに、その義務違反が現実に行われた場合、刑罰または科料を課そうとするものである。

そこで、土砂条例の場合は罰則規定がございます。安全・安心なまちづくりの条例につきましては、先ほど言いましたように、環境基準法の16条に基づいて制定をされたわけですが、今回の議員発議の条例については、このような罰則規定がありません。また、太陽光発電設備等を規制する法令がない中で、このような一定の義務を課す条例を制定するよりも、行政機関がその任務また所掌事務の範囲において一定行政目的を実現するため、特定の者に一定の行為または不作為を求める行政指導、いわゆる指導要綱のほうが私は好ましいんではないかと思えます。法令に基づく規制ではないが、副町長は先ほど再

生可能エネルギー等、文言はまだわかりませんが、指導要綱を10月初旬ぐらいに一応予定すると、この条例が否となった仮定の御答弁でございましたが、そのように答弁をいただきました。

私は、指導要綱をもって住民生活の安全・安心なまちづくりを構築していくことが望ましいと考え、議員発議については、条例については反対をいたしません。

○議長

ほかにございませんか。井戸君。

○3番

今回、せっかく私、提案しましたから、大まかにどういう経緯かっているのをまず話したいと思います。

今回、若葉台の西側メガソーラー発電所に関しては、パネルの枚数等含めて、誰も知りません。実際にわかりません。なぜなら、業者しかわからないからです。当初、議員に報告された9,000枚の太陽光パネルの話が、いつの間にか7,800枚になっていました。これは、担当課のほうも知らなかったはずでございます。いつの間にやら、一番メガソーラーでトラブルになると言われている低周波の原因である変圧器の場所も、住宅から一番遠くにとはいはずだったんです。それで皆さんも納得されたはずなんですけれども、気がつけば半分の距離になってますね。真ん中あたりになってます。実際、鉄をかぶせるなどすることで対処するという業者の意見がございしますが、勝手な判断でございします。いくなれば、今の時点では、勝手に業者が好きなようにできて、それを一切報告しなくてもいい、知らなくてもいい、自治会も知らない。今回は県があくまでも担当のように思えてましたが、あくまでも宅地造成法の一環でございまして、宅地造成さえしてしまえば、上物に関しては何枚だろうが関係ないということです。結局、何も規制ができてない状況でありました。

そこで、今回、やはり前もって自治会や町役場を含め、近隣の方々にいろいろな情報を、本当の真実の情報を報告させるという条例案を提出したわけでございます。この条例が制定されれば、問題解決に大きく前進します。

この条例は、平群町全体に今後及んでまいりまして、現に山間部のほうでも複数の開発予定があるそうですが、そちらにもメガソーラー計画、条例を通して協力を求めることとなります。先ほど、どなたかの議員がおっしゃられた全町的でないというのがありましたけれども、私が説明しましたように、5倍の面積である、人口も5万人、2.5倍である赤穂市では既に条例できちんと対処されてます。実際に工事はとまっています。静岡県富士宮市に関しては、面積は平群の1.8倍で、人口も1.3万人ですね。明らかに大きな市がこういうこ



とで取り組まれてるわけです。ですから、いきなり全町的でないっていうのは余りにも論理的ではない。あくまでもつくられたとしか、私はそう思っております。

今回ですけれども、若葉台西側の開発に関して、ローズタウン若葉台から500筆に及ぶ反対署名等が集まりました。若葉台を入れれば1,000筆になるでしょう。これは人口の5%です。5%はかなり大きい数字だと私は思います。お金がかかるわけじゃございません。例えば公民館の話ですと、使用者は10%です。10%に数十億円かけるわけです。この条例に関してはお金をかけるわけじゃないです。実際、職員の方々の手間はかかりますけれども、5%の方々を救うという意味においては、お金をかけずに救えるのですから、かなり大きいことだと私は考えております。

よくね、先ほどから出てきました指導要綱、指導要綱があるから条例が要らないって、すごく乱暴なあれなんですけれども、どっちもつくってもいいと思うんですね。何もそれ、お互いに潰し合うものでもないですし、条例に基づいて要綱をつくってもいいでしょうし、いろんな考え方があるので、要綱をつくってくれたら条例は要らない、何かちょっとおかしいんですよ。このことも踏まえてですね、残念ながら要綱、先ほども副町長もおっしゃられたように、要綱には規制ができないということですから、要綱に関しては、実際議員もチェックできないわけで、もう完全にお任せするしかないという状況でございます。これを勧めている議員というのも、私からすれば不思議でなりません。わざわざ議員としてチェックできる条例を潰して、反対して、チェックできない要綱をつくり上げる、それに任せるっていうのは、議員の立場からすれば、私としては不可解でなりません。

実際、総務建設委員会を聞かれた住民の方を含め、多くの住民の方から、「これ、どういうことなの」と、「あくまでも反対のための総務建設委員会だったんじゃないの」という声があります。「これ、何か働いてるんじゃないの、裏で」と、「業者と癒着してるの」、町は今回回答拒否だけでありましたけど、議員ですね、「議員がひょっとしたら業者と癒着してるんじゃないの、だから反対するんじゃないの」という声まで聞いております。それは真実ではないとね、私は。

発言する者あり

### ○ 3 番

これは聞いておりますので、事実でございます。私はね、癒着までは、そん

なことないと思っておりますけれども、しかし、それぐらい、要は不可解だったということでございます。

以上で、そういうことで、こういう審議会がないから条例はだめとか、こういうふうな枝葉の問題であったり、例えば、今さっきの問題ですと、いきなり第2条を掲げられました、憲法違反。私、基本理念に憲法違反なんて聞いたことないです。そんなものが存在するなら教えてほしいぐらいです。そういうむちゃくちゃな判断をされて反対するのはいかかかなと思います。そういうことを踏まえまして、ぜひとも平群の皆さんを救っていただくために賛成していただきたいということで、賛成の討論にさせていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより発議第6号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決をいたします。

発議第6号 平群町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定については、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。原案に賛成の方。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。したがって、本案については否決されました。

午後3時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時18分)

再 開 (午後 3時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 4  | 認定第 1 号  | 平成 27 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について            |
| 日程第 5  | 認定第 2 号  | 平成 27 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6  | 認定第 3 号  | 平成 27 年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 日程第 7  | 認定第 4 号  | 平成 27 年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第 8  | 認定第 5 号  | 平成 27 年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第 9  | 認定第 6 号  | 平成 27 年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第 10 | 認定第 7 号  | 平成 27 年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| 日程第 11 | 認定第 8 号  | 平成 27 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第 12 | 認定第 9 号  | 平成 27 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 13 | 認定第 10 号 | 平成 27 年度平群町水道事業会計決算の認定について              |

以上 10 件を会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

本案 10 件については決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員長（窪 和子）

決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る 9 月 2 日、平成 28 年平群町議会第 7 回定例会の本会議において付託を受けた平成 27 年度平群町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定 10 件につきまして、本委員会での審査内容と審査結果を報告をいたします。

認定第 1 号 平成 27 年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額 73 億 4,993 万 1,299 円、歳出総額 70 億 5,323 万 3,337 円で、形式収支は 2 億 9,669 万 7,962 円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は 2 億 5,657 万 3,70

2 円の黒字決算となっています。

平成 27 年度の単年度収支は 8, 024 万 3, 633 円の黒字となりましたが、財政調整基金に 1 億 7, 633 万 265 円積み立てており、これを差し引きすると、実質単年度収支は 2 億 5, 657 万 3, 898 円の黒字となりました。

決算認定の審査に当たっては、歳出は款ごとに、歳入は一括して審査いたしました。

審査の主な内容は以下のとおりです。

歳出全般。

19 年度から毎年町が出されているシミュレーションにおいて、27 年度単年度収支は 26 年 11 月の予測で 2 億 5, 000 万円の赤字、27 年 11 月の予測で 1, 400 万円の赤字、当初予算で 4 億円以上の財源不足であったが、実際の決算は 2 億 5, 000 万円の黒字となった乖離についてどのように見ているのか。精度を上げたいという答弁を何回もされているが、財政当局としてどのように見ているのか質され、当初予算の財源不足約 4 億円のうち執行上の不用額 2 億円を見込み、単年度収支約 2 億円の赤字予測をしていたが、2 億 5, 000 万円の黒字という結果になり、単純に喜ばしいと分析している。この間も未確定財源を組んできたが、国の経済対策等が町財政にとって追い風となり、決算では実質単年度収支が黒字となった。27 年度は、職員給与カットや執行努力で不用額が例年どおりの約 2 億円、地方交付税で約 1 億円、地方消費税交付金で約 1 億円など予算以上の歳入が約 4 億円あり、その追い風が非常にあったと考えている。決算時期やシミュレーションの作成時期によって乖離が相当出るが、財政状況の方向性の話をする中で、シミュレーションは今後も作成し、公表していきたいとの答弁がありました。

毎年必要な経費である電算関係委託料について、町全体で 1 億 1, 362 万 8, 000 円は他自治体と比較してどうかと質され、27 年度はマイナンバー制度のシステム改修が大きく、26 年度から約 2, 500 万円増額となった。経済産業省の電子自治体の実現に向けたアウトソーシングというアンケートによると、電算経費が歳入規模に対して 1% から 2% であれば標準的で、平群町の一般会計と特別会計の合計は約 130 億円で、1% 前後におさまっているとの答弁がありました。

土地借上料が余り下がっていないので、一定の基準をもってさらに努力をしていただきたいがどうかと質され、旧西小学校部分が 28 年度の契約からなくなるので、総額は減っているが、個々の契約額は変わっていない。契約の更新時期には必ず各担当課が価格の交渉に努めているが、結果として数字に反映で

きていないので、今後も引き続き努力をしていきたいとの答弁がありました。

議会費・総務費。

職員の各種研修会について質され、接遇マニュアルを作成し、接遇研修を実施したが、さらに接遇のモラルを高めるためにも継続して取り組む旨の答弁がありました。

企画費の委託料 2, 174万1, 060円の内訳について質され、新地方公会計導入支援業務、ふるさと納税特産品発送業務、第5次総合計画シンポジウム振る舞い委託業務、起債管理システム保守管理業務、ふるさと納税サイト構築業務、平群西小学校跡利活用計画検討業務、平群西小学校登記関係整理業務、平群町人口ビジョン・総合戦略策定支援業務の8業務であるとの答弁がありました。

防犯灯LED化の現状と補助事業について質され、27年度は自治会より285灯の申請があり、残りの262灯は29年度に回っていくと考えている。26年度から28年度の3年間は大規模補助事業を行い、町が工事を発注して地元負担をいただく形の事業を行っていたが、29年度からは通常どおり地元が設置工事をされた金額に対しての補助で対応していく旨の答弁がありました。

防災諸費の奈良県急傾斜地崩壊対策事業が終了する時期について質され、県営事業負担金で、県が国に予算要求した金額がつかなかったため、28年度までの事業が29年度までずれ込む見込みである旨の答弁がありました。

安全なまちづくり補助金の内訳について質され、27年度は自警団5団体と自主防災組織14団体に補助金を支出した。自主防災結成補助金20万円は1件で、新しく橿原自治会が自主防災組織を結成された。また、結成後の後継者づくりのために、防災出前講座などを通して行政も応援していきたい旨の答弁がありました。

コミュニティバスの事業・業務委託料が26年度3,400万円から2,956万9,000円に下がった要因について質され、バスの減価償却費が26年度で終わったため減額となったとの答弁がありました。

徴税费でペイジー・コンビニ収納の費用対効果について質され、ランニングコストとしては、手数料358万1,000円、システム保守料51万9,000円、マルチペイメントネットワーク協議会負担金10万円で合計420万円。効果額としては、現年課税分の徴収率が0.3%増加して税込増329万円、人件費1名減分が610万円で合計939万円。効果額からランニングコストを差し引くと、519万円の効果があったと分析している旨の答弁がありました。

さらに、28年度に全納納付書をふやしたことによって、27年7月末に町民税、固定資産税、軽自動車税を合わせてコンビニ収納は6,329件であったが、28年7月末では4,291件に減っている。中でも、固定資産税に一番大きな影響が出ており、第1回目の納期限の4月時点で比べると1,422件減っており、手数料にすると約9万円のコストダウンになった旨の答弁がありました。

民生費。

老人福祉センター運営委託料が20万円減額している要因について質され、指定管理で行っているが、風呂の重油代が下がった旨の答弁がありました。

シルバー人材センターの登録者数と受注件数について質され、高齢化等により少しずつ会員数が減少しているが、契約件数は少し増加している。近年の主な業務は、植木の剪定や草刈り、スポーツセンターや公園の管理等であるが、長年の経験で培われた特技をお持ちの高齢者がたくさんおられるので、サポートできるよう連携を図り、指導していきたい旨の答弁がありました。

障害福祉費で手話通訳者の設置について質され、28年3月14日から手話通訳者を配置し、勤務形態が月曜日から金曜日の週5日の半日を2人の手話通訳者で対応していたが、28年7月1日からは1人の手話通訳者が月曜日から金曜日までの週5日、終日勤務で配置している旨の答弁がありました。

子ども医療費が増加した要因について質され、26年度と比べて約500万円支出がふえており、人数は増加していないが、26年度1万2,181件、27年度1万4,967件で2,786件の増となっている旨の答弁がありました。

児童福祉費の恋まち・育まち・へぐりっち事業の内容について質され、28年3月20日に恋愛・子育て支援宣言事業としてフェスタを実施し、補助金を獲得した上での事業実施により、期間的にもタイトなスケジュールとなり、周知する機会が乏しかったが、電車の中づり広告等を行う中、平群町の子育て政策のPRができた。多くの参加者が来場され、支援宣言をしていただき、地域で支え合う意識づくりができたと考えている。今後も広く住民に呼びかけながら発展させていきたい旨の答弁がありました。

学童指導員の研修受講負担金の不執行について質され、当初、県より認定資格研修は有料と聞いており、当初予算で1人1,000円の16人分を計上していたが、実際は無料で研修を実施された。さらに、学童保育指導員のスキルアップのため、現在は県の研修会を年2回、認定研修会は1回というシステムで研修会を開催しているが、町としても学童指導員同士の意見交換会を年2回実施しており、今後、スキルアップにつながる研修についても検証していきたい

い旨の答弁がありました。

衛生費・労働費。

高齢者の肺炎球菌ワクチン接種数が減少したことについて質され、26年10月から肺炎球菌ワクチン接種が始まり、マスコミ等でも大きな話題になり接種数が増加したが、27年度は接種者が減少した。5歳刻みの年齢で受けていくという国の定期接種のやり方とは違い、平群町ではそれ以外の方でも過去に肺炎球菌を受けておられない方は予防接種を受けていただけることも含めて、御希望のある方はぜひ受けていただけるよう、今後チラシや広報で啓発していく旨の答弁がありました。

不法投棄の現状と取り組みについて質され、不法投棄は毎年数件あるが、監視カメラを1台設置して環境パトロールも行っている中、減少したと感じている。不法投棄があった場合は、連絡をいただいた住民に立ち会っていただき迅速に撤去し、防止看板をつけて周知している。今後、予算の範囲内で西部地域に防犯カメラの増設をしていきたい旨の答弁がありました。

廃食用油を回収して作製したPR用固形石けんについて質され、回収した廃食用油全量2,766リットルのうち1,000リットルを使用しており、この事業は竜田川流域生活排水対策推進協議会で推進されている旨の答弁がありました。

塵芥処理費の不用額の内容について質され、医薬材料費について指名競争入札を実施し、品目ごとに入札をして、単価がかなり下がっている。ごみの焼却時間は同じであるが、ごみ量が若干減ったことによって薬品の投与量が減ったという状況にある旨の答弁がありました。

一般収集の家庭の可燃ごみの年間総量が26年度より27年度のほうが64トン、率にして約2%ふえていることについてどのように分析しているか質され、有価物の集団回収事業分が70トン減っているので、可燃ごみの中から紙、段ボール、古布類を有価物として分別していただければ、ごみの量は26年度とほぼ同じ量で推移したと分析している。このことは、住民への周知が欠けていたと考えおり、もう少し丁寧に取り組んでいただけるよう、10月号の広報に現状の内容も掲載する予定である旨の答弁がありました。

し尿運搬・処理委託料の不用額の要因について質され、緑ヶ丘と光ヶ丘の集中浄化槽分が執行できなかったことと、し尿浄化槽汚泥の分が想定より若干少なかった旨の答弁がありました。

ごみ減量化事業としてのごみ減量フェスタについて質され、約500人の来場者があり、ごみの分け方の説明や堆肥化、洋服のリサイクルによる減量意識の啓発に大変有効な手段と認識している。他行事との併用については、会場の

大きさ等も必要なため、難しい旨の答弁がありました。

農林水産業費・商工費。

農林業振興費の新規就農者確保事業補助金450万円の内訳について質され、給付対象者は5人で、新規の1人については全期分として150万円、継続の4人については前期分を26年度に支出し、後期分のみの支給で300万円との答弁がありました。

有害鳥獣の被害状況について質され、農地の面積や形状によっても異なるが、現在は捕獲による駆除が中心で、27年度の捕獲頭数はイノシシ106匹、アライグマ47匹との答弁がありました。

特産品開発における近畿大学との正式連携について質され、学術連携についてはほぼ連携に至るところまで協議が進んでおり、あとは近畿大学の調整次第で、28年度中に連携できたらと考えている旨の答弁がありました。

ナラ枯れ対策について質され、ことしの春にナラ枯れ菌が入って枯れ出していると考えており、県が航空写真による調査を本年9月に実施し、協議会が開催されるので、情報収集しながら効果的な防除に努めていきたい。また、町では要綱整備も行い、広報はしているが、広大に拡大しているのが現実で、今後、建物付近や道路沿い、ハイキング道に特化して調査を行い、対策を講じたいとの答弁がありました。

商工振興費でプレミアム商品券発行補助事業の経済効果について質され、商品券の使用総額は1億5,581万6,000円で、事業を実施する中でのアンケートによると、商品券で買い物された額が全体の88.1%、商品券をきっかけに商品券で追加購入された率が11.9%、商品券をきっかけに現金で追加支払いされた額が5.2%となり、商品券がきっかけとなって購入に至った金額2,663万4,828円の経済効果があったと考えている。使用状況としては、大型店舗で92.1%、大型店舗以外で7.9%の使用率となった。また、実施主体は商工会で、取り扱い店舗が商工会の会員であり、8名が新たに増加したとの答弁がありました。

観光PR事業の平群ブランド認定について質され、平群ブランドの認定委員会を27年度以降2回開催し、1回目は加工品としてイタリアンジェラート2種類と小菊、2回目はデラウェアと新たに巨峰を認定した。認定の更新は2年に一度行っている。また、特産品のポスターについては、これまでデラウェアで作成しているので、巨峰については28年度で作成したい。今後、ブランド認定された分については観光ポスターを作成しながら、町内外に平群町の特産品のPR等に努めていきたい旨の答弁がありました。

土木費・消防費。



道路の用地購入費 3 1 2 万 2 , 0 0 0 円の内訳について質され、当初予算で買収できたのは東下垣内の物件のみで、大井手路線と吉新 1 号線踏切横については買収できなかったが、森脇大橋東詰交差点から旧南都銀行の国道 1 6 8 号線の歩道改修に伴う東吉新 7 6 号線道路用地については当初予算には計上していないが、2 7 年度に一部買収できた旨の答弁がありました。

下水道費の用地購入費の内訳について質され、吉新 1 丁目地内都市下水路用地の一部に地籍錯綜部分があり、現在に至るまで未登記であったが、奈良県における旧国道 1 6 8 号線の地図訂正作業が完了したことに伴い、境界が確定し、分筆登記を行い買収した旨の答弁がありました。

消防団の充実について質され、定数 7 4 名に対して、2 7 年度決算においては 6 6 名で 8 名の欠員、2 8 年度は 6 4 名で 1 0 名の欠員で、定員は第 1 分団 2 3 名、第 2 分団 2 3 名であるが不足しており、第 3 分団は役場職員で構成されて、定員 2 1 名で充足しており、本部は 7 名である。消防団員の高齢化が進んでいるが、町内で事業をされている方や町内にお勤めされている方に広報やホームページで P R し、団員の確保に努めていきたい旨の答弁がありました。

教育費。

用務員賃金の 7 0 万円減額について質され、日常的にある業務ではないため、2 7 年 4 月からは、常勤・月額から時間給 8 1 0 円に雇用形態を変更した旨の答弁がありました。

準要保護の認定推移について質され、小学校の児童数全体は、2 6 年度 9 5 4 名、2 7 年度 9 1 6 名、2 8 年度 8 9 5 名と若干減少してきているが、両親が就労の機会を失う等いろいろな理由で準要保護の申請が伸びている旨の答弁がありました。

平群小学校体育館の耐震補強並びに大規模改造工事の財源内訳について質され、国庫補助金 7 , 2 5 9 万 8 , 0 0 0 円、地方債 2 億 9 1 0 万円、一般財源 2 3 1 万 3 , 0 0 0 円で、そのうち交付税算入があり、全国防災事業債で 1 0 0 % 充当の 8 0 % 算入で約 8 , 3 8 0 万円、緊急防災・減災事業債で 1 0 0 % 充当の 7 0 % 算入で 7 , 3 0 0 万円、合計 1 億 5 , 6 8 0 万円の交付税見込みとなっている旨の答弁がありました。

椿井城の整備事業について質され、4 カ年事業で、2 6 年度に椿井城の南郭の一部、2 7 年度には第 2 郭、2 8 年度は 1 2 月以降に北の一部と南郭の未調査部分を調査する。国の保存整備事業として事業費約 2 4 0 万円のうち、国から 5 0 % の 1 2 0 万円、県から 2 5 % の 6 0 万円いただき、町の負担は 2 5 % の 6 0 万円になる旨の答弁がありました。

発掘調査受託事業費の内容について質され、信貴畑の七倉地区、上台城跡の

調査を行い、遺跡等があり、破壊等も伴う可能性があるため、農地開発として切り土を行い造成工事を行った旨の答弁がありました。

ウォーターパークの劣化に伴う維持補修についてどのように考えているか質され、修繕や補修には高額な予算を伴うことが多く、直接安全運営につながるところを優先しているが、来場していただく施設であるため、今後年次計画等を考えて、優先順位の高いものから整備をしていきたい旨の答弁がありました。歳入全般。

現年調定額が毎年減っている個人住民税の課税対象人数、当初予算より約1,400万円増加した要因、26年度比較では300万円の減となり減少幅は小さくなっているが、個人住民税に占める復興特別税の町の収入額を質され、課税対象人数は、均等割のみを納める納税者が74人増の939人、均等割と所得割を納める納税者が59人減の8,130人、合計9,069人となっている。当初予算より約1,400万円増加した要因としては、所得割額が前年度比、25年度がマイナス4.1%、26年度がマイナス2.6%と年々減少傾向にあることから、27年度当初予算では26年度最終調定見込み額の2.3%の減と見込んでいたが、最終調定では0.3%の減と落ち込み幅が少なかったことが増となった要因である。復興特別税は防災事業の財源を確保するために26年度から10年間、町民税の均等割が500円加算され、約450万円との答弁がありました。

20年度に12億4,900万円あった個人住民税の調定額が27年度の決算では9億8,252万1,000円になり、この間、年少扶養控除の廃止等があったことを考慮すると20%以上減っており、非常に落ち込みが激しい。人口の減り方がこの七、八年で2万300人台から1万9,300人台の約1,000人であるのに対して、生産人口は20%減っていることを考えると、町税収入の半分以上を占める個人住民税について抜本的な対策が必要で、組織の再編も含めて思い切った施策を展開しないと、もっと生産人口が減っていく状況になるが、どのように考えているか質され、生産年齢人口の減少幅が他自治体に比べてかなり大きく、近隣にないような子育て支援や定住化等の施策を打っているが、なかなか実を結んでいない。都心部との格差の問題は平群町だけではなく日本全国が抱えており、特効薬がない課題であるが、若い世代が魅力ある町だと定住していただけるような施策を考えていきたいとの答弁がありました。

滞納額が町民税400万円、固定資産税300万円、軽自動車税11万円、町税全体で730万円減っているが、不納欠損と差し押さえ状況を質され、不納欠損は個人町民税が35件で143万6,400円、法人町民税が1件で9

万2, 100円、固定資産税が16件で132万9,600円、軽自動車税が28件で14万4,134万円。差し押さえについては、26年度146件で換価金額647万2,461円、27年度99件で換価金額492万5,914円。地方税法に定められた差し押さえ禁止財産を除き、差し押さえを行っているとの答弁がありました。

臨時財政対策債を含めた交付税総額が26年度より1億円増、当初予算より2億4,800万円増の25億2,826万8,000円となったが、29年度以降の見通しをどのように見ているのか質され、地方創生や人口減少対策として人口減少等特別対策事業費として27年度以降の地方財政計画で盛り込まれ、27年度は5カ年の経過措置が設けられている初年度で、人口減少の著しい市町村に対して交付割合が高いという情報があった。28年度、29年度も人口減少対策に取り組むべき市町村に多目に配分されて、成果が出ている市町村に基準を合わせて基準財政需要額が変わってくる。国は、アベノミクスの影響で税収等は地方財政が潤ってきているという認識で、平群町は税収が減っているが、国全体では地方税収がふえて基準財政収入額は増収となり、補うべき交付税は全体的に下がってくる見込みで今後の財政シミュレーションは見ているとの答弁がありました。

土地売却収入1,122万8,000円について、売却した土地と価格、鑑定について質され、土地開発公社解散により移管を受けた国道168号線バイパスの拡幅用地1件で、面積203平米、平米単価5万5,900円、鑑定額は26年度で1,240万円、27年度で1,135万円であるが、土地の境界確定や分筆作業等の費用12万2,000円は売り主である町の負担になり、その額を控除して契約した。売買に伴う土地評価は近隣の売買実例価格を参考にされるが、今回の土地については河合町まで範囲を広げて不動産市場の動きを鑑みたときに、この1年での鑑定差になったとの答弁がありました。

公売に出すたびに金額が下がり、地価に悪影響を及ぼすように思うが、売れない土地は今後も値段を下げて売りに出すのか。また、町の売却の仕方は町の魅力をみずから下げているようにも思うが、どのように考えているのか質され、普通財産については管理経費がかかるので早期に売却したほうがよいと考えており、現在インターネットオークションにかけている3物件は継続して売り払いを進めたい。毎回鑑定をとって適正な価格で売却し、売れない土地は周りの公共用地として活用していく方法や他市町村の未利用地売却の事例を参考にしながら、利活用についてはもう少し丁寧にやっていきたいとの答弁がありました。

ここ数年徐々にふえている広告料収入について質され、26年度が37件と

少し落ち込んだので、広告料収入増加に向けてチラシ等をつくって商工会から配っていただき、27年度は42件の36万5,000円で5万5,000円の増となったとの答弁がありました。

討論では、27年度決算の財政収支は、当初予算で歳入欠陥が4億1,000万円もあったにもかかわらず、2億5,657万円の黒字となった。その主な要因は、人口が大きく減少した自治体への人口対策として地方交付税が予想以上に増加したことなど依存財源によるもので、しっかりとしたまちづくりの中でふやすべき自主財源は下がり続け、特に、町税収入の半分以上を占める個人住民税は20年度から21.3%もの減収となっている。また、実質収支は黒字になったが、地方債残高はこの3年間で14億5,000万円もふえており、町税収入の大幅な減少と地方債の増加は異常事態と言うべきもので、町税収入大幅減少の要因は、地方交付税の大幅減による財政赤字に異常に反応してうろたえ、岩崎町政になった直後に実施した住民負担増と住民福祉の切り捨てによるもので、大幅に増税された国保税の引き下げ、学童保育料の引き下げ、子ども医療費の拡充など前進面もあるが、今日の事態を招いたのは極端な住民負担増と福祉切り捨てにより、平群町のそれまでの魅力を損なったことによるものだと考える。

今議会の開会挨拶で、町長が幾ら「平群町の子育て支援策は県下一だ」と強調しても、そのような認識をほとんどの人が持っておらず、固定資産税の超過税率や家庭ごみの有料化が継続されていることも含め、住民の暮らしを守る姿勢が希薄だと考える。また、深刻な生産人口の減少とそれに伴う税収減の中、今すぐに取り組むべき課題は思い切った定住促進施策の推進であるが、平群町の現在置かれた立場からは不十分であり、積極的に進めようという姿勢が見られないことから、27年度一般会計決算の認定には反対するとの討論がありました。

一方、4億数千万円の未確定財源のある予算で出発したが、2億5,000万円余りの黒字決算となり、国の地方消費税交付金や地方交付税の増加以上に、岩崎町長を筆頭に職員が経常経費の削減に継続的に取り組まれ、管理職の給与減額も行い、本当に厳しい中で財政運営をされていることは本決算で認められる。自主財源が年々減少する中で、6年連続の黒字決算という結果となったが、力強い歩みではないので危機感を持った財政運営をお願いし、今以上に補助金や交付金の獲得に努められるとともに、自主財源の獲得にも努めていただきたい。厳しい財政事情の中で、小さい子どもからお年寄りまで、本当に住民生活に直結する部分については予算計上もされ、予算の執行に当たっては厳しい中でも精査して執行されていると考えるので、27年度一般会計決算の認定には

賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

認定第2号 平成27年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について

決算額は、歳入総額1,935万7,450円、歳出総額2,960万5,267円で、歳入歳出差し引き1,024万7,817円の赤字決算となっています。

質疑では、6月議会では、368件の208人に貸し付けを行い、306件の174人が返済済みで、残りの34人のうち21人に滞納があるということだったが、今後の返済総額と件数について質され、宅地取得資金29件、住宅新築資金33件で62件が残っており、今後の返済総額としては、貸付元金1億2,342万4,461円のうち、宅地取得資金20件、住宅新築資金20件の40件が滞納で、滞納元金9,083万1,411円との答弁がありました。

審査の結果、認定第2号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号 平成27年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について

決算額は、歳入総額29億2,057万4,266円、歳出総額29億4,732万6,064円で、歳入歳出差し引き2,675万1,798円の赤字となり、実質単年度収支は1億9,508万2,967円の赤字決算となっています。

質疑では、国民健康保険が赤字財政になった主な要因について質され、町内の医療環境、高齢化率の上昇を背景に受診率が高くなり、医療給付が6%とかなりの率で増加し、医療費が膨らんでいるものと推測している。また、20年度の制度改正により、20年度から24年度まで実質単年度は黒字となり、22年度からは基金も積み立てることができたため、23年度に資産割を廃止する減税を行ったが、それでも黒字決算が見込めたので、24年度に税率改正による減税を行った。医療費の伸びと国保税収の下降はあったものの、前期高齢者交付金と基金残高があったことから、25年度、26年度においても引き続き減税を行ったが、医療費の伸びが大きく、減税及び所得の減少による税収減もあり、25年度は1億500万円、26年度は9,800万円の赤字となり、27年度は前期高齢者交付金の減少もあり、1億9,500万円の赤字となっている。今後、医療費は上昇傾向にあり、大きな財源である前期高齢者交付金の増加が見込めないことから、主たる財源である国保税についても今後検討す

べき現状となっている。

また、平群町は1人当たりの医療費が37万9,000円と高く、所得が減少していてもまだ所得水準が高い町で、税率的には県下でも37位、38位と低くなっており、保険税の1人当たりの調定額は県下で29番目となっている。そのような現状から、バランスのとれないしわ寄せがこのような現状になってきたと思われるとの答弁がありました。

審査の結果、認定第3号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第4号 平成27年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3億9,546万3,283円、歳出総額3億9,265万1,663円で、歳入歳出差し引き281万1,620万円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は55万3,680円の黒字決算となっています。

審査の結果、認定第4号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第5号 平成27年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額3,770万3,811円、歳出総額3,770万3,811円で、歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

審査の結果、認定第5号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第6号 平成27年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額6,565万1,617円、歳出総額6,556万5,542円で、歳入歳出差し引き8万6,075円の黒字決算となっています。

質疑では、地元産野菜の使用実績について質され、26年度は24品目、野菜使用量2万3,807キログラムのうち地元産は17.9%の4,258キログラム、27年度は24品目、野菜使用量2万3,861キログラムのうち地元産は14.98%の3,575キログラムで、600キログラム減少したのはサツマイモとジャガイモで約800キログラム減となったことが要因である。28年度は個人農家6人中2人が高齢等により野菜を納入できない状況で、振興協議会とも連絡をとり、例年どおりの品目や使用量になるよう努めたい旨の答弁がありました。

審査の結果、認定第6号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第7号 平成27年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、保険事業勘定では歳入総額16億3,651万3,763円、歳

出総額 15 億 6,755 万 1,609 円で、歳入歳出差し引き 6,896 万 2,154 円の黒字決算となっています。

質疑では、計画を上回る余剰金が出ており、期途中の保険料引き下げについての見解を質され、介護保険制度は 3 年を 1 期として財政の均衡を保つために保険料を設定しているため、町としては期の最終年度に出た剰余金は次の期で保険料の引き下げの充当額として充てていきたい旨の答弁がありました。

討論では、第 6 期計画は、年金給付が目減りする中で、介護保険料が基準段階で 17.4% の大幅な値上げをされたが、給付総額が 14 億 7,422 万円と計画より 11% も少なくなり、欠陥のある計画に基づいた保険料をすぐに改善することが行政としては当然の責務だと考えるが、町にはその姿勢が全くなく、被保険者に必要以上の保険料負担を押しつけた 27 年度決算の認定には反対するとの討論がありました。

一方、介護保険制度は、高齢化社会に入り、社会全体で支えていくということで創設された制度であり、27 年度は第 6 期計画の初年度に当たり、その執行は厳正にされ、適切に執行されていると評価し、27 年度決算の認定には賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第 7 号は認定すべきものと決定いたしました。

認定第 8 号 平成 27 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額 17 万 3,000 円、歳出総額 17 万 3,000 円で、歳入歳出差し引きゼロ円となっています。

審査の結果、認定第 8 号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第 9 号 平成 27 年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

決算額は、歳入総額 3 億 1,551 万 8,103 円、歳出総額 3 億 1,471 万 5,603 円で、歳入歳出差し引き 80 万 2,500 円の黒字決算となっています。

質疑では、人間ドックの内訳について質され、受診者 126 名で 405 万 2,001 円の費用は広域連合から全額補助されている。広域連合の補助基準は、人間ドックを実施している自治体の助成額を集計し、国の特別調整交付金として申請される。特別調整交付金には限度額があり、人数によって交付基準額が決められて割り振りされるが、人間ドックを実施しているのは平群町、三郷町、王寺町、三宅町、広陵町、五條市の 1 市 5 町と少ないので、補助金は確保できると考えている旨の答弁がありました。

審査の結果、認定第9号は全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

認定第10号 平成27年度平群町水道事業会計決算の認定について

水道事業における事業内容は、給水件数7,796件、年間総配水量は217万7,365立米、有収水量は194万6,822立米となっています。また、県営水道の受水量は195万771立米と、前年度実績より11万674立米の減となっています。

決算の状況は、前年度同様税抜きで報告されています。

まず、収益的収支については、営業収益では4億1,262万8,041円で、営業外収益等では6,096万7,245円で、収益全体では4億7,359万5,286円となっています。

一方、費用では、営業費用が4億5,850万2,411円、営業外費用で780万5,653円、費用全体では4億6,630万64円で、収支差し引きで728万7,222円の純利益となり、前年度繰越利益剰余金が2億3,434万8,985円を計上されており、2億4,163万6,207円の未処分利益剰余金を翌年度に繰り越すことになっています。

資本的収支については、収入では工事負担金2,307万6,440円で、資本的支出では建設改良費として1億587万1,218円、企業債償還金として1,955万8,720円で、合計1億2,542万9,938円となり、1億235万3,498円の支出超過となっています。これは損益勘定留保資金をもって補填されています。

質疑では、県営水道の受水費の値下げにより町の水道料金の値下げが必要ではないかと質され、大滝ダムの完成に基づいて県の水資源が非常に豊かになったこと、自己水源を持っている受水市町村は非常に老朽化した浄水施設を更新する時期に来ており、莫大な建設費用がかかること、各市町村の自己水の原価に近い受水費にしたなら県水への移行がスムーズにいくことを県営水道が調査した結果、受水費の値下げに踏み切られた。水道料金は各市町村の水道事業の経営状況を勘案した中で決定していくべき問題で、平群町には減債積立金や建設改良積立金もなく、現金預金も限界にある中、更新事業も全額起債で賄う現状にあり、単純に県水受水費の値下げが水道料金の値下げにつながるというものではないと考えている旨の答弁がありました。

討論では、水道事業会計については、事業そのものに大きい問題はないと考えるが、県営水道の値下げを住民に還元するという行政としての基本的な姿勢が全く見られないことから、予算も反対したが、決算についても認定には反対するとの討論がありました。

一方、27年度決算は、給水人口も総配水量も減少の中で800万円余りの



黒字決算となり、経費節減に努められて経営されたことを評価する。設備の更新等で多額の費用もかかるが、飲料水の安定供給ということで、より一層健全な経営を付して、決算の認定については賛成するとの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により認定第10号は認定すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託を受けました審査の結果であります。よって、決算審査特別委員会委員長報告といたします。

平成28年9月20日  
決算審査特別委員会  
委員長 窪 和 子

○議長

はい、ありがとうございました。

午後4時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 4時14分)

再 開 (午後 4時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

ここで時間延長、午後7時までといたします。

それでは、これより順次質疑、討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成27年度平群町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。山口君。

○7番

昨年度一般会計決算の認定には反対をいたします。基本的な理由は決算委員会の討論でも述べたとおりですが、若干補足して討論いたします。

まず、財政収支について、当初予算で歳入欠陥が4億円以上もあったにもかかわらず、2億4,050万円の黒字になったのは、臨財債も含めた地方交付税が2億4,800万円、地方消費税交付金が約1億円、その他の交付金や税収で5,000万円、トータルで歳入が当初予算より4億円増加したこと、歳出では、し尿運搬・処理委託料の処理総量減による5,700万円の減額など、不用額が2億円あったことなどによるものです。このうち、地方交付税については、人口が大きく減少した自治体への人口対策として交付額が予想以上に増加したというものです。いずれにしても、依存財源によるものであり、手放しで喜べるものではありません。

本来、しっかりとしたまちづくりの中でふやすべき自主財源のほうは平成20年度以降下がりが続け、町税収入全体では、平成20年度の23億2,600万円が20億円を割り込みました。特に、町税収入の半分以上を占める個人住民税は一昨年度に10億円を割り込み、20年度の12億4,900万円から昨年度は9億8,252万円に2億6,648万円、21.3%もの減収となっています。また、実質収支は黒字になったものの、借金、地方債残高は136億円と、この3年間で14億5,000万円もふえています。このような町税収入の大幅な減少と地方債の増加は異常事態と言うべきものです。

町税収入大幅減少の要因は、岩崎町政になった直後に実施した住民負担増と住民福祉切り捨て、その後、住民運動などによる強い要望や議会からの要求もあって、大幅に増税された国保税の引き下げ、今年度からの学童保育料の不十分ではありますが引き下げ、子どもの医療費の拡充などの前進面もありますが、今日の事態を招いたのは、地方交付税の大幅減による財政赤字に異常に反応してうろたえ、極端な住民負担増と福祉切り捨てにより、平群町のそれまでの魅力を損なったことによるものです。そのことが大幅な人口減、特に働き盛りの生産人口が8年間で2割も減少し、町税収入の大幅な落ち込みを生んだ最大の要因だと考えます。

また、借金の増加は、こども園の建設などの大規模施設建設だけでなく、目先の単年度収支にこだわって、100万円単位の事業までも起債に頼る姿勢によるものです。もちろん起債の必要性も理解しますが、この間の急激な増加は見過ごせないものがあります。

町長が幾ら「平群町の子育て支援策は県下随一」と強調しても、そのような認識はほとんどの人が持っていません。また、固定資産税の超過税率についても、幾ら都市計画税を徴収している近隣市町との比較で「税金は高くない」と声高に言っても、町内の地価の下落は近隣の斑鳩町や三郷町に比べて大きいのが実態であり、固定資産税の性質と違う都市計画税を持ち出しているの言いわけは

見苦しいのではないのでしょうか。さらに固定資産税の超過税率は、平成20年度からの増税に際して、超過税率は当面としていたことについて、6月議会ではこれまでの答弁を翻して、「私が目指した施策ができるまで、当面とはそういう意味」との答弁をしました。言葉の意味まで自分勝手に解釈して増税を続けるという、不遜で不誠実な態度表明をしました。このほか、家庭ごみの有料化の継続も含め、昨年度決算は住民の暮らしを守る姿勢が希薄と言えます。また、深刻な生産人口の減少と、それに伴う税収減の中で、平群町が今すぐ取り組むべき課題は思い切った定住促進施策の推進です。この分野でも、平群町の現在置かれている立場からは余りにも不十分であり、積極的に進めようとの姿勢が見受けられません。

以上のことから、平成27年度一般会計決算の認定には反対をいたします。  
以上です。

○議長

ほかにございませんか。下中君。

○11番

平成27年度平群町一般会計決算認定については賛成の立場で討論をいたします。

平成27年度当初予算では4億円余りの未確定財源を計上した予算であったが、最終決算では単年度収支2億5,600万円余の黒字決算となっております。その主な要因としては、まず歳入面では、国の地方創生関連の交付金、地方交付税や地方消費税交付金などが予算以上の増加となり、一方、歳出面では、経常経費の削減に継続的に取り組まれ、各種事業の効率的な執行と職員給与の減額措置などが考えられます。

厳しい財政状況が続く中、27年度においても、住民生活に直結する部分では最大効果を上げるべく努力され、その執行には十分意を払ったものと高く評価をいたします。特に本町の喫緊の課題である人口問題や地域活性化についても、地方創生関連、子育て支援事業などを中心として各事業に取り組まれ、限られた財源の中で最大の成果を上げるべく執行がなされました。

ここ数年来、黒字決算となっておりますが、真に自立して安定した財政基盤での行財政運営にはまだかなりの道のりがあり、今後とも各事業の効果的な予算執行を求め、平成27年度平群町一般会計決算認定については賛成をいたします。

○議長

ほかにございませんか。森田君。

○4番

この決算認定につきましてですね、意見を申し上げて、賛成の立場で討論いたします。

私は、町長や職員の皆さんにスピード感を持って仕事を進めるべきだと常々申し上げてまいりました。今の町政執行の状況を見ると、それを全く感じられません。土地開発公社から買い上げた土地の売却も視野に入れた利活用が一向に進まない。また、東小学校と西小学校を統合しまして、西小学校が遊休化して何年になりますか。土地の権利関係は問題があることはわかりますが、民間であれば、統合を決めた段階で全てのストーリーができ上がってるわけでございます。

西小学校や南保育園の跡地利用につきましては、町単費でコンサルに絵を描かせましたが、あれで役に立つと皆さん思われておるのでしょうか。私には到底思えません。あの程度の資料であれば、職員の皆さんでできるのではないのでしょうか。職員の皆さんの仕事を見ていますと、一生懸命真面目に仕事をしていることは、私は認めます。しかし、100の補助金を取るために120、130のお金を使っているように見えます。一番高いのは人件費です。今の町政執行を見ると、パーキンソンの法則を地で行ってるように思われてなりません。仕事のために仕事をつくる、先ほど申し上げた西小、南保育園の跡地利用はまさにそうだと思います。もっと地に足をつけた仕事をしていただきたい。

今議会の私の一般質問で、事業系ごみの処理単価が近隣より4円も高いことが明らかになりました。そうすると、町は年間550万も損したことになるわけです。まさにこれは機会損失と言わなければなりません。これ以上申し上げませんが、このことにつきましては、担当課長は率直に認められ、早急に見直すという確約をいただきました。

もう一つは説明責任のことです。清掃センターの高濃度ダイオキシン汚染灰について、平成23年12月の清掃センター運営審議会で明らかになって4年がたって、新聞にスクープされるまで住民は何も知りませんでした。一度も住民説明会や町広報紙で住民に実態を明らかにせず、説明責任を果たしてるとは、私には到底思えません。このことにつきましては他の議員のからも同様の指摘があり、私も同感です。私は議員として責任があったと、自責の念にかられております。

事の大小は別として、今、テレビなどの報道で明らかになっております東京豊洲の新市場の工事の盛り土問題と相通じるところがあります。報道によりますと、決め方が不可解で透明性に欠ける、説明責任を果たしていないとあります。私も、報道が正しければ、そのとおりだと思います。今の自治体であっても、民間であっても、どんな組織であっても、透明性と説明責任が求められる

わけであります。

本来なら反対すべきところでございますが、先ほどの意見を申し上げて、この決算認定に賛成いたします。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、認定第2号 平成27年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長の報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第3号 平成27年度平群町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

11ページの上から7行目、その前からちょっと読みますけれども、「医療費の伸びが大きく、減税及び所得の減少による税収減もあり、25年度は1億500万円」ってあるわけですが、この点について、担当課に聞きますけれども、25年度1億500万円の赤字というのは、減税及び所得の減少によるものですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問にお答えします。

返還金のことがございましたので、それであるときにもですね、先に大きくもらい過ぎて、次の年に返したということがありましたので、実質は、25年度に関しては、これは赤字でございますけれども、返還金が1億ありましたので、それだけじゃないということで報告させていただきます。

○議長

山口君。

○7番

1億2,000万以上の返還金、要するにもらい過ぎがあつて、前年度にね、24年度に、で、25年度に返したからでしょう。だから、金額は間違っていない。間違っていないけど、その前段の理由がおかしいじゃないですか。26年度と27年度についてはそれでもいいでしょう。でも、その後の25年度について、1億500万も一緒くたにして書いてるっていうのは事実と反するわけですから、ここは訂正してもらわないと。委員長、どうですか。

○議長

窪君。

○決算審査特別委員長（窪 和子）

少し、ちょっとお時間ください。

○議 長

どれぐらい。

○決算審査特別委員長（窪 和子）

10分ぐらい。

○議 長

午後4時55分まで休憩いたします。

（ブー）

休 憩 （午後 4時45分）

再 開 （午後 4時58分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

○議 長

はい、窪君。

○決算審査特別委員長（窪 和子）

お時間いただきましてありがとうございます。

ただいま議事録を精査をいたしましたところ、今、山口議員から御指摘がありました「25年度は1億500万円」という部分につきましては、削除をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第4号 平成27年度平群町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第4号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第5号 平成27年度平群町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり



○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第6号 平成27年度平群町学校給食費特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第6号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第7号 平成27年度平群町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。山口君。

○7 番

昨年度の介護保険特別会計の決算については反対で討論させていただきます。

平成27年度決算は、第6期計画の初年度計画に基づいて編成された予算を執行したものです。第6期計画は、年金給付が目減りする中で、介護保険料を基準段階で17.4%、また、平均では21%という大幅な値上げを行っています。特に、その中でも、所得が190万円から250万円の方の保険料については41%もの引き上げになる非常に不公正なものです。このことは当初予算審議でも指摘し、是正を要求し、その後もし続けましたが、町長を初め、当局からは公平だという強弁した答弁が続きました。

しかし、今回の決算を見れば、その結果は歴然ではないでしょうか。給付総額は14億7,422万円、計画が16億5,971万円ですから、実際の給付総額は計画よりも1億8,549万円、11%も少なくなっています。通常の計画と実績の乖離、これは大体5%以内というのが通常だと考えますが、その倍以上も乖離しています。これは、計画そのものに欠陥があるということであり、その欠陥のある計画に基づいた保険料は今すぐにでも改善するのが本来の行政の責務です。しかし、町当局はその姿勢が全くなく、また、この結果を是としています。

いずれにしても、本決算は、このような間違っただけの計画に基づいて被保険者に必要以上の保険料負担を押しつけた予算編成の結果のものであり、認定には反対いたします。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。下中君。

○ 1 1 番

平成 2 7 年度平群町介護保険特別会計決算の認定については賛成の立場で討論をいたします。

高齢化社会に入り、日常生活において介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるために創設された制度であり、本町の 2 7 年度においても第 6 期の初年度として、利用者の生活を第一に各種諸事業に取り組み、その予算の執行においては、経費の削減に十分に意を払うとともに介護保険会計の安定化のため、最大限努力されたことを評価し、平成 2 7 年度平群町介護保険特別会計決算の認定には賛成をいたします。

○ 議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第 7 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○ 議 長

挙手多数であります。よって、本案については委員長の報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、認定第 8 号 平成 2 7 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第8号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第9号 平成27年度平群町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第9号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして、認定第10号 平成27年度平群町水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。山口君。

○7番

水道事業会計については、事業そのものに大きな問題はないと考えます。

しかし、この間指摘してきたように、県営水道の値下げを住民に還元する、この行政としての基本的な姿勢が全く見られないことから、本事業会計決算には反対をいたします。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。下中君。

○11番

平成27年度水道事業会計決算については認定の立場で討論いたします。

給水人口も減少、また、総配水量も減少する中で、また、住民の節水意識も高まる中で、営業収益もかなり厳しい面がございます。そんな中で、27年度においては730万余の純利益を出された黒字決算となりました。その中でも、特に27年度においては、水道施設の最重要施設であります中央受水池の送水ポンプの更新工事も実施されて、今後、なお一層建設改良費も膨らんでくると思います。また、特に老朽化した水道施設を今後更新していくには多額な資金も必要となり、より一層の企業努力を求めるところでございます。

700万余りの純利益ということで、水道職員一丸となって、経費削減とともに効率的に運営されたことは大変高く評価するところでございます。

なお、26年度に策定された水道事業ビジョンにおいても、今後執行されると思いますが、企業経営として経済性を重視して、なお一層経営基盤が安定するように努めていただくことをお願いするとともに、住民には安価で清浄な飲料水を安定的に供給するために、より一層業務に励まれることをお願いして、平成27年度水道事業決算については賛成いたします。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより認定第10号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案については委員長の報告どおり決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本案については委員長の報告どおり認定することに決しました。

続きまして

日程第14 発議第7号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書(案)を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第7号

チーム学校推進法の早期制定を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成28年9月20日

提出者 窪 和 子

賛成者 高 幣 幸 生

チーム学校推進法の早期制定を求める意見書(案)

グローバル化や生産年齢人口の減少などの社会や経済の急速な変化、学校現場が抱える課題が複雑化・多様化する中、貧困問題への対応や保護者等からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大しています。それに伴い、教員の勤務実態に関する国内外の調査からも、我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、待ったなしの改革が必要です。

教員が、総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑化・困難化する課題に対応できる「次世代の学校」を構築していく必要があることから、

下記の項目について強く要望します。

記

- 1 教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」の実現を図るため、チーム学校推進法を早期に成立させること。
- 2 教員が担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた従来の業務を不断に見直し、教員の業務の適正化を促進すること。
- 3 部活動は、教員の負担軽減を図りつつ、部活動の指導を充実するため、休養日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部所属の大学生等、地域の幅広い協力を得て行えるよう、環境整備を進めること。
- 4 教員の長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、国は定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由説明を求めます。窪君。

○10番

チーム学校推進法の早期制定を求める意見書（案）の趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読をしていただきましたが、学校現場が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大をしております。その背景には、いじめや不登校、子育て世帯の生活困窮など、深刻化する学校の課題に追われ、日本の教員は長時間労働で世界一忙しいと言われております。教員が最も大切な生徒と向き合う時間の確保を進める観点から、教員の負担軽減が必要となります。そのために、心のケアの専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーや地域の人材を専門スタッフとして学校に配置し、教員と連携して課題に学校全体で対応するチーム学校の構築が必要となり、複雑化・困難化する課題に対応できる次世代の学校の構築に向けて、チーム学校推進法の早期制定を求める意見書（案）でございます。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様には御賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

提出者にお尋ねいたします。

文中5行目にですね、「教員の長時間勤務の実態が明らかに」ということが記載されておりますが、具体的にどのような状況になってるのか、その前文のですね、「国内外の調査からも」ということでございますので、実態がどのようなになってるのか、おわかりになればお答えください。

○議 長

窪君。

○10番

ただいまの御質問に対してお答えさせていただきます。

先進国で構成される経済協力開発機構、OECDにおきまして、2014年に発表した調査、34カ国地域によりますと、中学校の教員の各国平均勤務時間は1週間で38.3時間、これに対して日本は約1.4倍の53.9時間と、参加国の中で最長でありました。事務や部活動などの授業外の仕事に多くの時間をとられております。このようなことが一つのお答えになるかと思えます。

○議 長

ほかにございませんか。井戸君。

○3 番

提案者にお聞きします。

この内容はすごくよく理解できて、私も思うんですけども、この2番の2行目、「従来の業務を不断を見直し」というのは、具体的にどういうことが実際できるのかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議 長

窪君。

○10番

「従来の業務を不断に見直し」と、余りにも、先ほど言いましたように、長時間労働にありますので、そういうものに多くの、このチーム学校といいますのは、ここにも書いておりますとおり、多くの専門家、地域の人材、また多くの人たちにその業務ですね、教師の皆さんが担われている業務をですね、それを多くの人たちに応援をしていただくというものですから、教師の従来の業務というのは教師がやられている業務ですので、全てここで教師の業務を1から10まで言うことは時間的には困難であると思えます。

○議 長



ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。稲月君。

○5 番

私は、チーム学校推進法の早期制定を求める意見書には反対をする立場で討論をします。

格差の増大や不安定雇用の増大、そして貧困など、ここに起因をした家庭の問題、地域とのかかわりなど、学校現場が抱えています問題はますます複雑化し、多様化してきています。ここに書かれてるように、そのような状況にあるということはよく認識をしているつもりです。当然のように先生たちは大変多忙な毎日を送られている、そういう実態も知り得るところでございませぬ。その中で、教職員の心疾患も非常にふえているっていうことも、ニュースなどもよく聞いております。そのようなことは本当に見逃せないところでございませぬ。先生たちが、本当に一人一人の子どもたちとじっくり向き合い、どの子どもわかる授業ができる、そして家庭のことも知り得る、そういった大切なこと、これをしっかりやっていただける、そのような状況に持っていくためにも、専門職員や専門スタッフを確保していく、これは大変重要なこととは考えております。

しかしながら、この意見書が早期制定を求めておられますチーム学校推進法案、これには若干の問題がうかがわれるところではございませぬ。特に第2条、この定義には、学校関係者等という言葉がありますが、保護者、地域住民、教育に関する活動を行う、いろいろ書いてあるんですけど、民間団体全て、全ての住民、団体と書いております。そして、目的の第1条には、児童等に対する教育に自主的かつ積極的に取り組む地域社会の実現に寄与することを目的にすると、この法案の第1条に書かれております。これは、法律をつくってその地域住民全てに、全国民に、教育に関して自主的かつ積極的に取り組む、そういう地域社会を実現するのに寄与せよということですね、上から押しつけると、そういうふうになってしまっているのではないかと私は考えます。

それともう一つ、第19条、校長に必要な権限を付与するという、こういう項目があります。さまざまなスタッフや学校関係者などがチームになって学校を運営していく、そういうためにそのチームをちゃんとマネジメントできる、

統率していける校長の能力が必要なんだというふうになっているというふうには推測できるんですが、しかしながら、校長の権限で一人一人の先生、教員の自主性、それと自由性、そういったものが教育の本来あるべき姿、そこが損なわれてしまうというような、こういう懸念も起こってくるのではないかとというふうに私は推測をいたしております。このような校長の権限強化には、到底賛同することはできません。

そして、もう1点、意見書の下記のところに、1は法律そのものを早く成立させてっていうことで、あとの2、3、4の点、具体的な項目について掲げられている点については一定賛同できるところが多いんです。しかしながら、最も大事な根本的な解決方法は何なんだということになると、やっぱり教員の人数が足らんと、少人数学級をまず実現をさせたり、教員の増員、これが今一番必要なんだというふうに考えています。この根本的な解決をしっかりと国にはしていただかなければならない、ここのところにこそ予算をつけていただきたいというふうに私は考えます。

こういうような、以上のような理由によって、この意見書には反対をさせていただきます。

○議 長

高幣君。

○9 番

今、提案者からは十分なる説明、わかりやすく御説明をいただき、私としては十分理解したつもりでございます。

これをちょっと平群町に置きかえてみてもいいわけなんですけど、平群町もどんどんどんこのような話が進んでるんですよ。いろんなボランティアさんが、皆さん方のお力を発揮して、そして学校運営に御努力をいただいております。そういう意味からも、これを法制化していくっていうことについては、非常に重要なことではないかと考えております。特に今の現状では、この平群町の現状を見てますと、ボランティアさん、いろんな視点で、いろんな角度から学校運営に対して御協力いただいております。そういう意味で、私はやはり、チーム学校というのはそういう意味だと思うんです。そこをもう少し理解をいただき、そしてまた平群町の学校教育、きょうはたまたま教育委員の先生が御挨拶もされておりましたけれども、そういういろんな角度の中で勉強していく、それが一番これからの学校教育、あるいは子どもの教育に重要なことであると私は思っております。

そういう意味では、自民党、公明党さんも含めて、この法律を、運営推進法案というようなものですね、チーム学校運営推進法案を既に国会には提出され

ていて、これからいよいよおそらく法案の柱ができ上がって、そして成立していくと私は思っておりますので、平群町としても教育行政に一生懸命やっておりますわけですから、こういう法案を通していただくことが重要だと考えておりますので、皆さん方の御協力をお願いをしたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第7号について採決を行います。

本案について原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

続きますして

日程第15 発議第8号 さらなる介護保険の改悪（要介護1・2）の保険給付外し、利用者負担1割→2割への引き上げ中止を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第8号

さらなる介護保険の改悪（要介護1・2）の保険給付外し、利用者負担1割→2割への引き上げ中止を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成28年9月20日

提出者 植田 いずみ

賛成者 稲月敏子

さらなる介護保険の改悪（要介護1・2）の保険給付外し、利用者負担1割→2割への引き上げ中止を求める意見書（案）

介護保険は日本に住む40歳以上の約7,300万人が加入し保険料を支払っています。65歳以上の1号被保険者3,300万人は多くが年金天引きで介護保険料を徴収されています。ただし実際に保険を利用できる人は要支援・要介護と認定された介護保険証を持っている約600万人（65歳以上の18%）ほどです。

介護保険が2000年にスタートして今年で17年目に入りましたが、その内容は安心の介護とは程遠いものです。「介護心中」「介護殺人」は表面化している事件だけで年間50件から70件とほぼ毎週1件の頻度で起きています。また家族が要介護状態になったため仕事をやめる「介護離職」は年間10万人ともいわれています。特養ホームへの入所待ちは入所者数より多い52万人で「介護難民」があふれています。また介護事業所・介護施設は人手不足で「介護崩壊」の危機が迫っています。そんな実態の中、2015年から始まった「介護保険改革」の中身は要支援1・2の保険給付外し、特養ホーム入所は原則要介護3以上、利用料の2割への引き上げ（年金収入の場合280万以上）、施設・ショートステイの補足給付の見直しがおこなわれました。さらに「骨太方針2015」の中で、要介護1・2も給付対象から外す（生活援助の原則自己負担一部補助化や通所介護サービス等の地域支援事業へ移行）ことや、利用料の所得要件を外し65歳から74歳までは原則2割負担にしようとするものです。このような介護保険の改悪は、「介護心中・介護殺人」や「介護難民」、「介護離職」をますます増大させることとなります。

以上のことから、“保険あって介護なし”の実態をさらに拡大する介護保険の改悪は中止することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

以上でございます。

○議長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。植田君。

○6番

ただいま局長のほうから朗読をしていただきました。

皆さんも御存じのように、2000年度にスタートした介護保険制度ですが、見直しのたびに、保険あって介護なしの改悪が私は進められてきたんだというふうに思っております。とりわけ、現在実施されている2015年度からの第6期から大きく変わり始めました。意見書案の中にも書いておりますが、要支

援1・2が介護保険の保険給付から外され、市町村の行う総合事業、平群町も2017年度、来年度からスタートしますが、に移行する。あるいは、特養ホームの入所は原則要介護3以上、これは2015年度からスタートしております。それから、利用者負担が年金280万円以上は2割負担になっていますし、施設の部屋代、食事代の補足給付についても、資産等を勘案して負担がふえていると、これは2015年8月から、ことなどが行われてきました。

そして、次なる改悪が、2015年6月に閣議決定された骨太方針2015の中で、要介護1・2に対するサービスの見直しと市町村事業への移行の検討を明記をしています。これは、この骨太方針で、社会保障の自然増を3年間で9,000億から1兆5,000億も削減をしていくことを目安にしていることから、介護分野では、要支援1・2だけでは給付費の6%しか削減できないと、これを要介護1・2まで広げることによって介護給付から30%も費用を省けるといふもので、給付の見直しの対象としようとするものであります。また、利用者の負担も、そのあり方を医療保険、介護保険ともにマイナンバーを利用して、金融資産の保有状況を考慮に入れた負担を求めることを検討することも明記をされています。その中身は、医療費の負担を2014年から70歳から74歳が2割負担としたことにあわせて、介護の利用料の所得要件を外して、65から74歳までは2割負担とするものです。

このような改悪が経済財政諮問会議、これは安倍首相が議長ですが、2016年、ことしの年末までに結論を出して、2017年の通常国会に法案提出をしようということが言われています。このようなことが推し進められれば、身体的、精神的、経済的な負担から、介護心中、介護殺人、介護離職にさらなる拍車をかけることとなります。平群町でも、認定者の約71%が要介護2以下の方々です。その方々に大きく負担や不安を強いるさらなる介護保険の改悪はすべきではありません。

6月議会では、住宅改修や福祉用具の保険外しに対して、介護が必要な方の観点に立った検討を求める意見書が採択をされました。この問題では、国家的詐欺とも言われかねないさらなる介護保険の改悪は許さないとの意思を平群町議会としても上げていただくことが必要だと思います。皆様方の意見書への御賛同、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
続いて、これより討論に入ります。城内君。

○2 番

この意見書については反対の意見を述べさせてもらいます。

国は、生産人口が減少し、医療福祉ニーズが最も高まる2025年に質の高い医療を提供するためには、医療と介護だけでなく、地域を含めた包括的な対応と効率化が絶対的に必要であり、そのために準備を整えることを目的として、今回介護保険が改正されたものと理解しております。

よって、意見書については反対討論といたします。

○議 長

ほかにごいませんか。稲月君。

○5 番

私は、この意見書案には賛成をする立場で討論いたします。

今現在、要介護1または2という、こういう認定をされておられる方は、体は比較のお元気だけれども認知症だと診断をされた方、こういう人たちが大変多く含まれていると聞いております。これらの人たちが、次期改定されて、今検討されているような中身で改悪がされれば、自己負担、保険から外されていくわけですから、10割の負担をしていかなければならない、サービスを受けるとなるとね。そういうことで、この負担増が非常に重しになってくる、そういう状況のもとで、結局はサービスを受けない、受けられない、そのために症状がどんどん悪化をしていく、進行をするという状況も生まれてくるだろうと予想されます。そうなれば、その方の生活そのものが困難になってまいりますし、その家族が本当に大変な状況に陥ってしまう、家族の負担も一層深刻になるということが明瞭でございます。

そして、この本意見書で指摘をしています要支援1・2に引き続き要介護1・2まで保険給付の枠外に追い出そうとしてこの改定については、介護の関係者、このような人たちが大変大きな批判の声を上げておられます。その中でも際立っているのは、かつて厚生労働省の老健局長をされていた方、介護保険の今の制度ですね、2000年に開始をしたこの制度の創設を主導された堤修三さん、こういう方が、全労働者から保険料を徴収する一方で、保険給付の対象を絞り込んでいく、こういう政府の手法を批判をされて、団塊世代にとってこの介護保険は国家的詐欺になりつつあるように思えてならない、このような発言を、2015年11月10日、シルバー産業新聞という、こういう新聞にこ

ういう発言されたという記事が載っています。こういった警鐘も専門家が鳴らしておられる状況でございます。

要介護1・2の人に10割負担を求め、重度者も含めたあらゆる利用者に2割の負担を押しつける、こんな改悪案が実際採用されたならば、介護保険は保険料を年金天引きでいや応なしに徴収をされ、介護サービスは片方で受けることができなくなるという、まさにこの堤修三さんがおっしゃった国家的詐欺の制度に成り下がってしまいます。このような介護保険の改定は到底認めるわけにはまいりません。この改定案を盛り込んで、来年早々の通常国会に上程を国はすると聞いております。このようなことにならないように、この意見書をこの時期にこの議会で国に上げていくことが時期的にも大変タイムリーでもございます。重要だと考え、賛成討論といたします。

○議長

窪君。

○10番

この意見書案には反対の立場で討論をいたします。

2000年に介護保険制度がスタートして以来、保険での給付額は増加の一途をたどっています。今後は高齢者がもっとふえ、それに伴い保険の給付額がますますふえていくため、介護保険制度は破綻してしまう可能性があります。高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするために改正が求められます。

意見書の文中に、要支援1・2の保険給付外しとありますが、本議会での一般質問でも担当課が御答弁されておりましたが、この保険給付外しですね、これはされませんか。平成29年度より地域支援事業に移行し、きめ細やかな支援を行うとともに、これまでと同様のサービスを受けることができるため、決して給付対象から外してはおりません。

また、特養ホーム入所は、原則要介護3以上とありますが、今現在ですね、居宅が無理な人や認知症の人は要介護3よりも、もっと要介護2また1の方でも特養に入所ができております。介護現場ではしっかりと配慮をされております。

また最後に、介護心中、介護殺人、介護難民と不安をあおる言い方が多く、このように改悪と決めつける意見書案には賛成するわけにはいきません。

そのような立場から、この意見書には反対の立場で討論とさせていただきます。

○議長

山口君。

○ 7 番

何か勘違いされてるんですかね。今回、植田議員から出てるこの意見書というのは、平群町では来年4月から始まる総合事業のことではありません。今、厚労省がですね、昨年、2015年の介護の改定の次の改定ということで、第7期からの改定ということで政府が打ち出している方向について、来年の通常国会に提出する動きがあるものですから、そうならないように、地方からこの9月議会、または12月議会にもあると思いますけれども、全国各地の議会で意見書を上げようというものなんです。

破綻するとおっしゃいますけれども、なぜ破綻するのか。2000年に保険導入するまではですね、基本的に国がほとんどお金を、この介護の問題では出してたわけですね。それを全国民で支えるということもあって、保険制度というものが始まりました。当然その中で、国も県も町もお金を出すわけですが、国がですね、高齢化の中で自然にふえる金をどんどん削っていきこうということで、本来国が出すべき部分を出さないようにするために、既に2015年、第6期からは要支援1・2を外し、さらに、それでもまだ国はもっと減らしたいがために要介護1・2を保険から外そうと、まだ外してるわけじゃないですよ。そうならないように、地方から意見を上げるということですので、そのところは勘違いのないようにしていただきたいですね。

やっぱりこれは地方から意見を上げないと、なかなか国のほうは、国のほうの財政が大変だということを理由にですね、国民から国民のそういう福祉を取り上げていくという方向になってますので、これはぜひとも上げるべきだというふうに思いますので、賛成討論といたします。

以上です。

○ 議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第8号について採決を行います。

本案について原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手



○議 長

挙手少数であります。よって、本案については否決されました。

続きますして

日程第16 先進地視察計画書について

を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、先進地視察計画についての報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山口昌亮）

今議会の中でも議会運営委員会で協議しましたように、今年度、先進地視察についてですね、中身については配付している先進地視察計画書に書いてあるとおりなんですけれども、議会運営委員会としては、平成28年10月5日水曜日に、視察地としては岡山県奈義町、視察目的は定住促進について、そして議員全員で参加する、こういう内容でですね、それから、当局側の参加者についても定住促進担当職員、また子育て支援担当職員、あと議会事務局長、議会事務局の職員という、こういうメンバーでですね、先進地視察を計画しておりますので、このことについて御審議願います。

○議 長

ただいま議会運営委員会委員長より、先進地視察計画についての報告がありましたとおり実施したいと思えます。

平群町議会議員の行政視察等に関する規則第4条の規定により、議員全員で実施することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、先進地視察は議員全員で実施することに決定いたしました。

続きますして

日程第17 委員会の閉会中の継続調査の件

を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと

と思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。はい、町長。

○町 長

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、議会開会中、熱心な御議論、御提言をいただきました。上程させていただきました案件につきましては全て可決、承認、同意いただき、まことにありがとうございました。

さて、平成27年度決算により、本町の財政状況は6年連続で実質収支の黒字が達成できましたことは大変喜ばしいことでございます。その要因は、国によります財政措置が大きく影響しているわけでございますが、いずれにいたしましても、町民の皆様の御理解と御協力がなければ達成できていないことは明らかで、そのことに対しまして、改めて心から感謝を申し上げる次第でございます。

本町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少社会の中で、「若者が住める、住みたくなるまちをつくる」、「子育てしやすい、子育てしたくなるまちをつくる」、「新たな雇用と交流をつくる」、「地域を守り、地域をつなぐ」を基本目標に取り組みを進めています。特に、子育て支援、教育の充実、定住促進の施策は、他町に先駆けて取り組みを進めてまいりました。その結果、県下随一の施策展開であると言っても過言ではない状況に至っています。これらの施策は、議会におきまして、互いに議論をぶつけ合う中で築き上げた結果でございます。どうぞそれぞれの立場で、その成果に対しまして、誇りを持っていただきたいと思っております。そして、ともにその情報の発信に努め、多くの方に知っていただいて、若い方の定住促進など、町の活性化が現実のものとなりますよう、今後とも御協力のほど、よろしく願い申し上げます。

これら子育て支援、教育の充実につきましては、厳しい財政状況の中ではありますが、維持、継続できるように努力してまいることが当然のことでありま

すが、今後におきましては、次なる課題の解決に向けて、大きくかじを切る時期に来ていることもまた事実でございます。文化センター・図書館建設は大きな財政出動になる事業でございます。後年度負担も含め、本町の財政状況、人口推移なども勘案しながら、その規模や建設時期など、総合的に検討を進めているところでございます。

しかし、建設、オープンによる本町のイメージアップ、特に駅周辺整備事業の完成との相乗効果は、まち・ひと・しごと創生総合戦略並びに第5次総合計画に合致するものであり、若い方の定住促進や新たな雇用と交流、地域を守り、つなぐまちづくりにも通じることでございます。平群町の確かな未来への投資であると考えるところでございます。

基本計画が一定の成果を見ることができましたら、議会の皆様にも御報告してまいりたいと考えております。その節には、どうぞよろしくお願いを申し上げます。そのことを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって平成28年平群町議会第7回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 5時50分)